

令和3年11月29日

東京都知事 小池 百合子 様

住所 東京都新宿区西新宿7-8-10
オークラヤビル2F
法人名 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
(東京都手をつなぐ親の会)
代表者名 理事長(会長) 佐々木 桃子

令和4年度予算等要望について

ここに令和4年度の東京都における福祉・教育・雇用などに関する予算等要望をあげさせていただきます。

重点要望項目

(1) 福祉保健局

首都東京という環境に鑑み、収入の少ない都内在住障害者にはグループホームの家賃助成の上乗せをお願いします。

(2) 福祉保健局

愛の手帳3度、4度の人にも何らかの医療費助成の仕組みをご検討ください。

(3) 教育庁

I C T教育の充実のための環境整備ならびに教員の指導力向上のためのさらなる研修をおこなってください。

(4) 教育庁

児童・生徒の実態に見合った重度重複学級の設置をお願いします。

(5) 教育庁

特別な支援が必要な児童・生徒の「学校生活支援シート」の作成が義務化されましたが、いまだ作成されていないケースもあります。また、作成するだけでなく、活用されるよう福祉や家庭との情報共有、連携が図れるよう都教育委員会からのご指導をお願いします。

また、卒業時の「個別移行支援計画」についても、卒業後の進路先との情報共有を含め、有効活用されるようご指導ください。

(6) 福祉保健局

企業就労する障害者が増えていることから、就労定着支援の対象者が激増しています。

区市町村障害者就労支援センターの支援者を増やすことができるよう予算を増やしてください。

【解説】

(1) 福祉保健局

毎年、要望している項目です。グループホームの家賃が高額なのは、首都東京ならではの課題です。収入の少ない人に対するグループホームの家賃助成の増額をお願いします。

昨年度も全国と都内のグループホーム家賃の相違の状況をお伝えしましたが、東京都からは「家賃負担の大きさは障害者所得補償全般にかかる課題である」との回答をいただいています。

しかしながら、障害基礎年金、年金生活者給付金、都の平均工賃を併せても1級年金の人の月収が103,785円、2級が86,259円と、とても家賃に見合うだけの所得が補償されていない現状にあります(数値は令和3年度障害基礎年金額+令和3年4月年金生活者支援給付金額+厚労省障害福祉課調べ工賃・賃金実績報告より令和元年度東京都就労継続支援B型平均工賃)。

グループホーム利用には、家賃の他、食費、光熱水費、日用品費等が必要となります。また、日中に就労継続B型を利用の場合は給食費が約7,000円～8,000円ほど必要になります(国の食事提供体制加算がある場合)。また、通所にかかる交通費が必要なケースもあります。

都内グループホーム利用者の48%以上の人が40,000円以上の家賃を支払っており(平成27年度東京都調査)、その場合の収支を下表に記します。

< 2級年金：就労継続支援B型利用者の場合 > (単位：円)

収入		支出 (家賃40,000円、50,000円、55,000円の場合)			
障害基礎年金	65,075	家賃	40,000	50,000	55,000
年金生活者支援給付金	5,030	食費	25,000	25,000	25,000
工賃	16,154	光熱水費	10,000	10,000	10,000
家賃助成(都+国)	24,000	日用品費	3,000	3,000	3,000
収入合計	110,259	B型給食費	7,500	7,500	7,500
		支出合計	85,500	95,500	100,500
		収入-支出	24,759	14,759	9,759

支出においては愛の手帳3度、4度の人は、必要に応じてさらに医療費が加わります。また、携帯電話代、被服費、小遣い等も必要となります。

昨年度も報告しましたが、障害者グループホームの全国家賃平均は21,549円（平成30年度厚労省調査）。東京都の平均家賃は37,127円（平成27年東京都調査）。年度は異なりますが、15,578円の開きがあります。

このように収入の少ない人には、グループホームの家賃助成の増額をお願いいたします。

（2）福祉保健局

毎年の要望項目です。心身障害者医療費助成について、東京都の説明は、所得税法の特別障害者控除の対象要件や医療費の実態、国の特別障害者手当に準拠した所得制限の範囲内で、身体障害者手帳1級、同2級、内部障害の3級、愛の手帳1度、同2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象としており、その内、区市町村税非課税者については、医療費の自己負担分を全額助成することとしており、愛の手帳3度、4度の方は対象外という内容です。

しかし、平成30年度に東京都が行った「障害者の生活実態」の報告書によると愛の手帳3度の人で150万円以上の年収がある人は回答者の18%、4度の人で26%です。この結果から知的障害者の場合、手帳の度数に関わらず、収入が少なく課税対象の人の方がかなり少ないと推察されます。

また、国の特別障害者手当は、愛の手帳1度、2度の人を対象ですが、その所得制限は、扶養家族がない場合、3,604,000円となっており、愛の手帳3度、4度の人でも、そのような高額な収入のある人は、ほとんどいない現状にあります。

このような状況を鑑み、愛の手帳3度、4度の人への新たな医療費助成の仕組みをご検討願います。

（3）教育庁

児童・生徒に1台のタブレット端末を配備いただき、一人ひとりに適したアプリを活用した授業が進んでいると聞いておりますが、まだ教員のスキル不足のため、機器の活用が進んでいない学級もあり、先生方のICTに関するさらなる研修をお願いいたします。

（4）教育庁

知的障害特別支援学校の児童・生徒数はこの20年で約2倍に、この10年で約

1. 4倍に増えています。重度重複学級での指導が望ましい児童・生徒も同率以上に増えており、また、知的障害特別支援学校でも医療的ケアのお子さんの受け入れも進んでいるにも関わらず、重度重複学級数が増えていません。

この最重度の子供たちが普通学級に在籍することにより、当該児童・生徒はもとより、他の普通学級在籍児童・生徒への指導や教育環境、安全面にも影響を及ぼしています。それぞれに適した環境で学ぶことができるよう重度重複学級を増設してください。

(5) 教育庁

特別支援学級や通級に在籍する児童・生徒に「個別の教育支援計画」(学校生活支援シート)の作成が義務付けられましたが、特別支援学級や特別支援教室に在籍する児童生徒に、いまだに作成されていない実態があります。今後、作成を勧めると共に、関係機関(放課後等デイサービス、相談支援事業所、医療機関等)や家庭と連携して、情報共有し、児童生徒に対してバラバラな指導、支援ではなく、同じ目標、同じ視点で、接することができるように指導してください。

また、卒業時に作成される「個別移行支援計画」についても、進路先との情報共有に努め、卒業後も、一人ひとりに適した支援が受けられるよう丁寧な対応をお願いします。

(6) 福祉保健局

就労定着支援事業により、障害福祉サービス出身者の定着支援についてはある程度整備されました。しかし、障害福祉サービスを経ずに就職する人が増えています。特に、ここ数年、都内知的障害特別支援学校卒業生の就職者は卒業生全体の約半分を占めています。(令和元年度804名49.9%、令和2年度810名48.8%)

この人達は全員、学校のアフターフォローから、卒業後3年を目途に、徐々に地域の就労支援センターへ支援が引き継がれていきます。就労支援センターの支援を受けて就職した人を含め、地域の就労支援センターのアフターケアの業務負担は高まる一方です。

また、就労定着支援事業の支援終了後は、地域の就労支援センターに支援が引き継がれることとなりますが、この橋渡しが上手くいっていない事例が散見されます。就労定着支援事業からの引継ぎの際には、障害当事者や雇用先が戸惑うこ

とのないよう、円滑かつ丁寧に行うための対策を講じる必要があります。

このような就労支援センターの業務負担増を鑑みれば、就労支援センターの人員の拡充は急務です。東京都区市町村就労支援事業（就労支援センター）の人員の拡充をお願いいたします。

令和3年11月5日

東京都知事
小池 百合子 様

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合
理事長 工 藤 哲 夫
日本旅館協会東京都支部
支部長 石 井 敏 子

要 望 書

この度は、当組合の要望をお聞き頂く機会を設けて頂き誠に有難うございます。

昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、日本国内の多くの産業は疲弊し、特に観光産業は厳しい状態が続いているのはご案内の通りです。中でも東京都内の宿泊業は他の道府県とは違い、観光需要中心ではなくビジネス需要が多いため、「Go Toトラベル」の恩恵を受けることが少なく、更に「東京へ行く事自体の不安感」が日本国民の意識の中に広がり、また「リモート会議」や「ワーケーション」に象徴される新しい働き方が浸透したことも、厳しい状況が継続していることに拍車をかけました。

国や行政が国民に課した「県をまたぐ移動の自粛等」は感染を抑える為に必要な措置であった事は、重々承知しておりますが、我が業界にとっては死活問題となりました。

業界は、行政の指導による感染対策の徹底を図り、必要となった経費の一時的な補助が行われたことは助かりましたが、恒久的な対策や施策及び緊急事態宣言終了以降の宿泊を中心とした観光産業回復のための施策について更なる支援を強く要望致します。

以下に要望事項をまとめましたので、ご検討を切にお願いいたします。

【要望事項】

1. 「東京へ行く事の不安感」を除去するため、安全・安心をアピールする施策を早急に実施することを要望します。

連日の感染者数報道では、東京都の感染者数は減少傾向にあるものの、未だに東京への観光を避けようとする風潮は収まらない状態です。昨年から、東京観光の魅力や感染防止対策のPRを行う「東京観光の魅力発信キャンペーン」を開始して頂き一定の効果は有りましたが、東京を危険視する空気感を東京都自らが主体となり発言し抜本的に変えない限り、東京の宿泊需要を喚起することは困難です。

今後とも様々な場面において、東京が安心な観光地であることやビジネスの集積地であることのPRに最大限取り組むとともに、都内宿泊施設が取り組む感染防止対策や非接触サービスの導入への支援について引き続き実施するよう要望します。

2. 宿泊業の水道基本料金の支払いの一定期間免除

現在、東京都水道局では、最大で4カ月の支払い猶予を行っておりますが、現実的には、4カ月の支払い猶予をもって回復するような不況度合ではありません。使用料金は実績に応じて支払う事としても、「移動の自粛」で利用自体が極端に無くなった分、自治体が運営主体である水道基本料金の一定期間免除の早期実現を要望します。

3. 「Go To トラベル」及び「都民割」を至急開始するとともに、追加の施策の充実と実施を要望します。

昨年度、「Go To トラベルキャンペーン」と連携して実施された「もっと楽しもう！Tokyo Tokyo」（都民割）については、東京都在住者が都内施設を利用することにより、多方面にわたり一定の成果が残せたと考えております。しかし、「Go To トラベルキャンペーン」自体は、東京在住者が他道府県へ観光目的で出掛けていくことに主眼が置かれてしまい、日本全国から東京への来訪者を増加させる施策としては、インパクトの薄いものであったと言えます

次年度以降、キャンペーンの基本的な考え方を踏襲するものの、東京都内在住者と他道府県在住者に対する新たな施策を追加するとともに、国内の広範囲な人流拡大を促進させる追加施策の充実と実施を要望します。

具体的には、東京都内に宿泊又はビジネス利用も含めたデイクース利用者へ、宿泊施設の規模や料金に関わり無く、定額補助金を支給し利用促進を図ることとし、宿泊者は1泊5,000円・デイクース利用者は1回3,000円とすることを提案します。

4. ポストコロナを見据えた東京への誘客プロモーション活動の早期の検討と実施を要望します。

新型コロナウイルスのワクチン接種率が全世界で向上し、接種を証明する公的文書である「ワクチンパスポート」の運用が各国で進んでいます。今後はワクチン接種に加えて、治療薬の開発も進み徐々に人々の交流が進むと考えられますが、その状況へは従前の考え方での対応とは違ったものが求められることになるでしょう。

東京は、全世界に誇れるビジネスの中心であるとともに有数の観光地でもあります。

今後到来する新しい環境は、従来 of 物事を継承しながらも次の東京、ひいては日本全体を大きく変えるチャンスであり、新たなビジネス機会を創出することも可能であると考えています。今まさに現状に留ることなく、私たち東京都民のみならず日本国民の未来を創生する時期であると捉えることが必要です。

具体的には、既存の観光施設に加えて、「東京2020大会」で新たに建設された競技施設を、オリンピックレガシーとして東京の新たな魅力として大きくアピールすることも有効活用の1つです。安心・安全な東京を前面に出し、国内の官民主権の会議や児童生徒を含めた学生の各種大会の誘致、併せて国際会議などの誘致を促進する。このことにより宿泊業界は大きな恩恵を受けることになります。今は、国内のみならず全世界の各種団体や中核企業へ積極的に強く働きかける時です。先を見据えた施策の準備を早急に行い、東京都が主体的に誘客のための行動を起こすことを要望します。

以上

東京都知事
小池 百合子 様

要 望 書

一般社団法人日本テレワーク協会
会 長 栗 原 博

1. はじめに

大企業ではテレワークの継続を前提にオフィス面積を縮小する事例が継続的に出てきている一方、中小企業ではテレワークを実施していない企業が 8 月時点で 6 割を超える（※ 1）といった調査結果が出ています。また、全国平均は 27.5%（※ 2）となっていますが、企業規模、職種、地域、就業者の年齢層などにより大きな開きが出てきており、一つの指標で現状を表すことが困難となっています。

弊協会では、ICT を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方である「テレワーク」を、広く社会に普及・啓発することに努めて参りました。コロナウイルス感染症対策による急速なテレワーク普及にも全力をあげて対応してきたところですが、緊急事態宣言の解除に続き、飲食店の営業時間短縮やイベント開催のルールなど様々な制限が解除され、これからの働き方を改めて見直す時期にきています。

東京都では、かねてより「ワーク・ライフ・バランス」ではなく「ライフ・ワーク・バランス」という言葉で「生き方の中での働き方」として多数のメッセージを出されてきましたが、これからは正に「生きていく（ライフ）中で一人一人の最適な働き方（ワーク）を見つけ、それを変えていくことで生き方を変えていく（バランス）」時代に向かっております。

中小企業のテレワーク普及促進に関する取組のご紹介と求められるもの

弊協会では、会員企業・団体と共に行う活動の中で、中小企業でのテレワーク普及促進に向けた課題を洗い出し、会員の持つ知見やノウハウ、商品やサービスなどを活用した「テレワーク普及・促進に役立つ情報」を Q & A サイトとしてまとめています。時間の無い中小企業の経営者層に対し、簡単に迅速に必要な情報を届けることが狙いです。中小企業の生産性向上や業績向上は、日本の労働生産性を向上させるために不可欠です。今年度は更に業務の見直しや DX 化推進も含めたテレワークの取り組みに関する情報発信を強化し、従業員の「ライフ・ワーク・バランス」向上による幸福度アップや雇用状況の改善、経営革新による事業の発展に繋げる事を目指しています。

一方、テレワークができない理由としては、「テレワーク可能な業務が無い」「業務の生産性低下」という課題があげられています（※ 1）。しかしながら、実際にコンサルティングを試みる

と、可能な業務が無いというより、可能な業務とそうでない業務を 1 日の中で交互に行っているケースが多くみられます。また、業務の生産性が低下したという現象については、十分に業務を整理しないまま、テレワークが導入された例が多く、いずれも、業務分析を進め、効率的な業務フローを再設計した上で、テレワークの導入を進めることで解決に至る可能性を示唆できます。

テレワークを導入したことにより、離職者が居なくなった、新規募集に数十倍、数百倍の応募があったという例が数多く聞かれます。また、中小企業だからこそ、優秀な人材の確保によるイノベーションやコラボレーションの創出が、大企業よりも迅速に柔軟に対応できるといえます。以上を踏まえ、中小企業経営者のテレワーク及びワーケーション活用への取り組みを後押しする下記の政策実現を要望します。

2. 日本テレワーク協会からの要望

(1) 中小企業のテレワークの活用定着に向けたサポートの実施。【定着】

テレワークの定着を阻害する要因として、先述した「業務の生産性低下」があげられます。

これに対応するためには、「業務の棚卸」「プロセスの見直し」「電子化を含めた業務再設計」による、「最適な IT を活用したテレワークの導入」が必要です。

これには、まず経営者の意識改革が必要であり、また意識が醸成されていても経営者自身が単独で取り組むことは、時間的にも IT スキルの側面からも困難です。

何から改善すればよいのか解らないために一度導入したテレワークを止めることのないよう、専門家派遣などのスキーム提供および、改善や拡充のための機器等導入支援および、運用支援の継続等、生産性向上に繋げるための支援の継続が必要です。

テレワークの実施をコロナ禍による緊急避難措置として捉えるのではなく、経営による戦略的かつ持続的な施策と位置づけし、経営者自身を巻き込んだ「テレワーク東京ルール」実践企業宣言の継続、専門家の充実・強化等の働きかけを要望します。

また、弊協会では、独自に経営者の意識改革に繋げるための情報を発信してきました。今後は東京都のみでなく東京商工会議所等の他団体とも連携し、「テレワーク導入による生産性向上」や「IT 人材の育成や活用」に関する情報発信を行うことで、対象となる企業へのリーチを広げると共に情報の質を高めることを図りたいと考えています。

(2) テレワークに取り組めていない中小企業等へ対するテレワーク導入を促進するための支援策の実施。【導入】

これからテレワークに取り組む中小企業に対しては、これまでも増して“テレワークの導入は売上向上やコスト削減等に繋がるもの”として訴求することが必要です。

電子化を含めた業務の再設計や最適な IT ツールの選定には、専門家のサポートがあることが望ましいと考えます。

また、IT 活用を進める上では、初期費用が必要となるケースがあります。

一方で、コロナウイルス感染症対策の影響を受け借入れを行っている企業では、今年度後半から返済が開始される企業も多く、新たに投資を行う余力がないことが想定されます。

テレワーク導入に関わる機器等の経費補助など、企業の負担を軽減するための助成金等の制度化を要望します。

(3) ワークーションを活用することによる、イノベーション等創出のための支援策の実施

東京都は山林資源と海洋資源を併せ持ち、水と紅葉を楽しむことができる奥多摩や高尾、式根島等にもワークーション施設が設置されています。弊協会ではワークーションをワーク・エイションと表記し work と vacation のみでなく、innovation や collaboration、education など様々な ation (エイション) を生み出す手段の一つと捉え促進しています。上述の通り、これからは生きていく上で一人一人の最適な働き方を見つけ、働き方を変えていくことで生き方を変えていく時代に来ています。

「未来の東京」戦略で語られている“誰もが輝く働き方実現戦略”の一環としても、ワークーション施設を活用した「経営層」に向けた正しいワークーションのメリットを理解促進する研修やセミナー等イベントの開催により、正しいワークーションの効果を認知し導入してもらうための取り組みを要望します。

「生きていく(ライフ)中で一人一人の最適な働き方(ワーク)を見つけ、それを変えていくことで生き方を変えていく(バランス)」ためには、自律的に、生産性高く(集中して)働くことが求められます。弊協会では、これまでに培った、企業の生産性の向上、従業員の健康、地域の活性化などに繋がるワークーションを実現するための知見やノウハウを提供したいと考えています。

以上

※ 1 東京商工会議所 中小企業のテレワーク実施状況に関する調査 (2021年8月10日-8月24日) <https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1026124>

※ 2 株式会社パーソル総合研究所 第五回・新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査 (2021年7月30日-8月1日) <https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/research/activity/data/telework-survey5.html>

東信個発第200号
2021年11月29日

東京都知事
小池百合子 殿

一般社団法人東京都信用金庫協会
会長 澁谷 哲一

令和4年度東京都の中小企業施策に対する要望

平素より、都内信用金庫の事業に対しまして暖かいご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、私ども信用金庫の会員並びにお取引先の中小企業・小規模事業者への振興対策につきましては種々ご尽力を賜り重ねて御礼申し上げます。

現在、都内中小企業・小規模事業者は、緊急事態宣言の解除及びワクチン接種の更なる普及により経済活動が正常化に向かうことを期待し、このコロナ禍を乗り越えるための売上向上策や抜本的な経営改善に取り組んでいるものの、予てより構造的な問題として抱えている慢性的な人手不足、事業承継、原材料価格の上昇、デジタル対応といった問題への対応にも苦慮しているところでございます（添付資料1）。

都内信用金庫は、地域に根差す金融機関として都内中小企業・小規模事業者に対する円滑な資金供給とその本業及び経営を支援するとともに（添付資料2）、都民の資産形成や生活の安定等を支えながら、納税等に係る適正な収納のお手伝いを行い、東京都の地域経済・産業振興に永らく貢献してまいりました。

私どもといたしましては、今後も都内中小企業・小規模事業者の課題解決を支援していくとともに、関係行政機関等との連携を一層強化するべく、このコロナ禍を乗り越えるための現実的かつ具体的な提案を行って参る所存でございます。

かかる中小企業等を取り巻く経営環境をご理解いただき、貴職におかれましては、別紙の要望事案にご配慮賜り、格段のご尽力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

令和4年度 東京都の中小企業施策に対する要望

令和3年11月29日

一般社団法人東京都信用金庫協会

1. 中小企業へのコロナ対応支援の強化

①新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業への継続的な経営支援

【新規要望】

新型コロナウイルスの感染拡大の長期化により、多くの中小企業において「経営改善」や「経営安定化のための売上向上」、「ビジネスモデルの転換や新事業の開発」等の課題に直面しております。

こうした状況に鑑み、東京都におかれてはいち早く様々な支援メニューを用意いただいておりますが、中小企業・小規模事業者がコロナ禍を乗り越え、そして経営安定化を図るための適時適切な資金支援と迅速な着金、新たな挑戦を後押しする助成金事業を継続的に実施していただきたく存じます。

②国及び近隣県・区市との更なる連携強化

【継続要望】

中小企業・小規模事業者の経営課題については、地域性はあるものの、共通する事項も多く存在します。そのような中で、首都圏は東京都を中心とした巨大経済圏が形成されており、特に近隣3県（埼玉県・千葉県・神奈川県）とは事業を営む上で密接に関係しております。しかしながら、同種同様の支援制度が少しずつ異なって存在するため、利用する事業者や支援機関が混乱し、整理に手間がかかることは少なくありません。

そこで、東京都において実施している中小企業・小規模事業者支援施策と、国の事業、さらには近隣他県、区市と共通する支援施策については、緊急事態宣言対応時に歩調を合わせて協力されたように、首都圏全体としての課題解決を念頭に相互に補完し合い、関係者間による調整を密に行うなど、更なる連携強化を図っていただきたく存じます。

2. 地域金融機関による事業承継促進事業の継続実施

【新規要望】

本事業は令和3年度で3年間の区切りを迎えますが、専門家派遣実績については、コロナ禍ながらも事業者並びに各金融機関による活用が広がりを見せ、8月末時点で既に昨年度1年間の実績を上回っており、今後も大きく伸び続けていくことが予想されます。また、本事業は事業承継支援で極めて重要となる入口部分の「支援が必要な事業者の掘り起こし」と「事業者への気付きの提供」から行うことができる貴重な事業となっています。

つきましては、経営意欲の高い多くの中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援し、事業者数の減少を抑えていくためにも、令和4年度以降における本事業の継続実施と必要な予算措置を強く要望いたします。

3. 女性・若者・シニア創業サポート事業の預託金返還免除枠引き上げ

【継続要望】

本事業の新規融資取扱いの終了まで残すところ2年余りとなりました。こうした中、創業融資が必要な事業者に対し、本制度取扱信用金庫・信用組合が預託金をより有効に活用することを促すため、現状の預託金返還免除枠（預託金総額の5割を上限）を信用補完制度の一般保証枠と同程度の8割に引き上げていただけるようお願い申し上げます。

4. 都民の安心・安全確保のための対応・広報の充実

【新規要望】

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっており、国内においても預金口座を悪用した海外送金・特殊詐欺などの金融犯罪が発生しております。信用金庫を含む各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および各種ガイドラインに基づき様々な対策を進めております。

本取り組みに関し、都民の貴重な財産を守るため、東京都におかれても政府広報活動と同様に、地方行政の立場から金融機関のマネロン・テロ資金供与対策等の施策について、利用者に理解を求める広報を実施いただきますようお願い申し上げます。

5. 都税・公金のQRコード収納について

【新規要望】

現在、総務省の主導により、納税者の利便性向上及び地方公共団体、金融機関等における事務負担軽減のため、令和5年度から地方税の納付書に地方税統一QRコードを付して電子納付を実現することとしており、東京都も、その連絡・調整のための検討会構成員になっていることと存じます。

東京都におかれては当初から対応いただく準備を進められていくものと推察いたしますが、今後、都内区市町村においても対応が拡大すると考えられるため、システム対応や収納に係る適正な手数料の設定などを含め、他の自治体を主導するような対応を示していただきますようお願い申し上げます。

6. 地域中小企業のDX化新事業の推進について

【新規要望】

コロナ禍への対応を含め、都内中小企業・小規模事業者においても、DX及びサイバーセキュリティ対策向上への取り組みが進んでおりますが、規模が小さい企業ほど、対応する人材に限りがあり、これらの推進が難しくなっております。

東京都では既に令和3年度においても予算を確保のうえ、「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」、「躍進的な事業推進のための設備投資事業」、「DX・イノベ・産業育成支援融資」等、各種対応メニューを取り揃え、対応いただいております。しかしながら、それぞれが独立しており、小規模事業者にとっては分かりづらく、申請のハードルも高いものとなっております。そこで、相談受付から専門家派遣、経費の助成、資金調達まで一貫した形で新たに事業化するなど、より利用しやすい制度に改善・構築いただきますようお願い申し上げます。

7. 信用金庫との連携強化・提携拡充

【継続要望】

①施策浸透のための信用金庫との提携拡充

東京都における中小企業・小規模事業者施策は、多様できめ細かい内容となっておりますが、一方でこれらを認知できていない事業者も多く存在します。

私共信用金庫は都内に778店舗を構え、日々事業者と向き合っていることから、このネットワークを活用して、東京都施策の周知、浸透を図っていくことが可能となります。加えて、本会が実施機関となっている「東京都よろず支援拠点」を通じて更なる施策浸透が期待できます。

施策活用が必要な事業者に対して必要な情報を届けていくために、東京都と信用金庫業界が相互理解を深めつつ、両者の提携の拡充を図る検討をお願いしたく存じます。

②信用金庫が実施する中小企業・小規模事業者の経営相談会、セミナー、ビジネスマッチング等支援対策事業に対する助成

中小企業・小規模事業者に対する東京都施策のPRの場としても一段と活用いただくべく、信用金庫が実施する中小企業・小規模事業者の経営相談会、セミナー、販路開拓やビジネスマッチングのための展示会出展企業の費用等の各種支援対策事業に対する助成を検討いただきたく存じます。

8. 地域を支える中小企業・小規模事業者支援策の強化・拡充について

【継続要望】

①補助金・助成金の利用制度の改良

新型コロナウイルスの影響に加え、人的資源に乏しく様々な業務に忙殺される経営者のために、適時適切な補助金・助成金等の拡大、申請書類の簡素化、募集期間の長期化、迅速な着金について検討いただきたく存じます。

②小規模事業者に対する信用保証料補助の枠の維持

制度融資利用の小規模事業者に対する信用保証料補助の枠を縮小させることなく、現行枠の維持をお願い申し上げます。

③金融機関実務に沿った制度融資の設計・運用の考慮

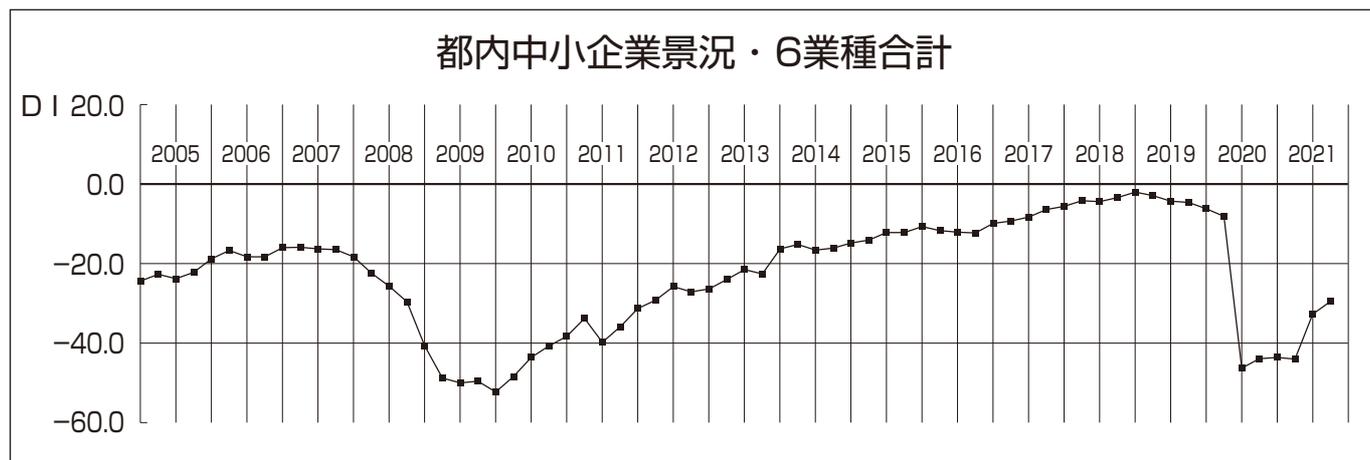
中小企業・小規模事業者振興のための制度融資について、設計の段階において金融機関実務の実情に沿った運用にさせていただくとともに、制度取扱開始後であっても金融機関の意見を反映し、新型コロナ融資の利子補給時期を半期ごとにするなど、弾力的に改善を図っていただきますようお願い申し上げます。

④「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」の維持・強化

都内中小企業が深刻な人手不足に直面している中であって、東京都の「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」は、都内にある優れた技術やサービスを持つ企業の求人活動を後押しする制度として、都内中小企業に有効に活用されております。引き続き本制度の維持・強化をお願い申し上げます。

以上

都内の景況感2期連続改善の動き -材料・仕入価格の上昇を懸念- (2021年7月～9月期)



業況判断DI(季節調整済、「良い」企業割合-「悪い」企業割合)は4度目の緊急事態宣言により、営業活動自粛の影響を受けた飲食店関連企業、娯楽業など個人消費関連企業にとって厳しい経営環境となり、不調が続いていたものの、全体で△29.5(前期は△32.7)と前期に比べ3.2ポイント改善し、2期連続で回復の動きとなった。

来期は、緊急事態宣言が解除され、ワクチン接種の更なる普及とともに経済活動が正常化に向かうことが期待されることから、不動産業を除く全ての業種で改善が続くと予想している。

	前期	今期	増減	来期予想	今期との増減
製 造 業	-37.8	-31.5	6.3	-28.5	3.0
卸 売 業	-38.2	-33.0	5.2	-29.0	4.0
小 売 業	-42.2	-41.7	0.5	-39.8	1.9
サ ー ビ ス 業	-35.8	-31.9	3.9	-29.4	2.5
建 設 業	-9.8	-11.0	-1.2	-9.1	1.9
不 動 産 業	-12.5	-9.4	3.1	-12.2	-2.8
総 合	-32.7	-29.5	3.2	-27.2	2.3

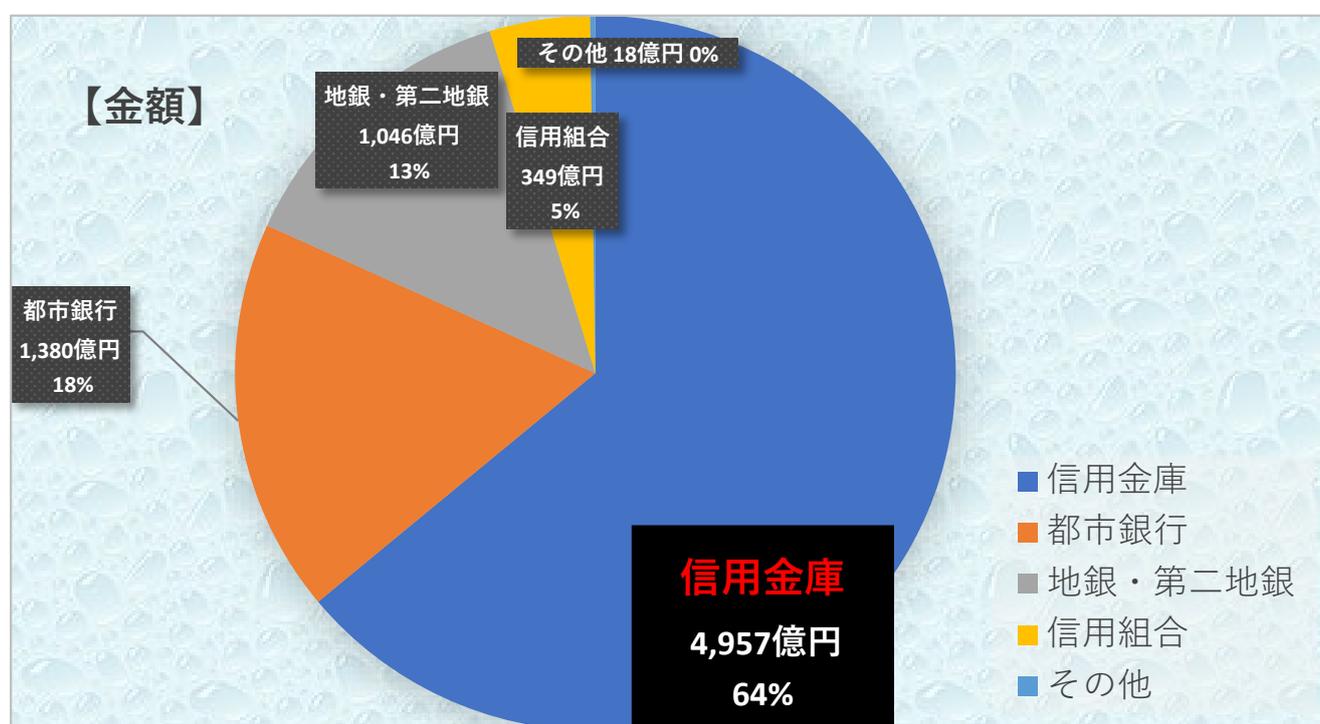
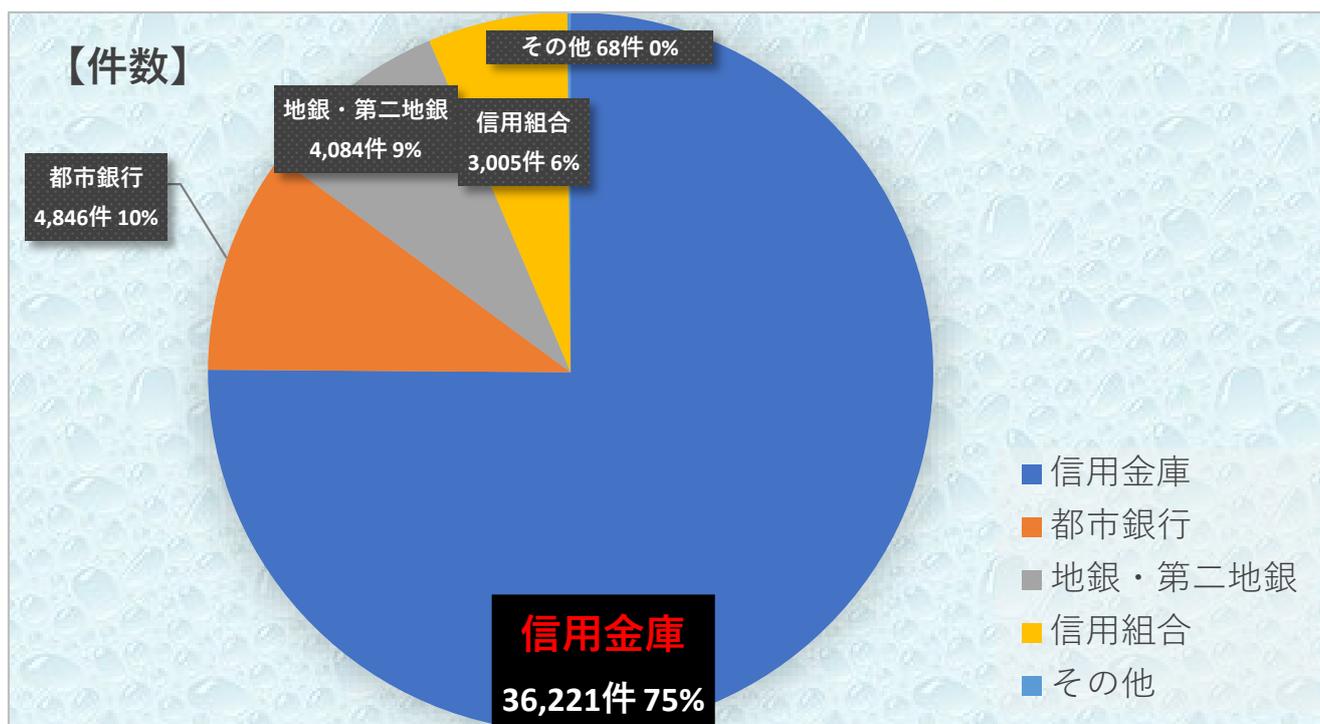
全国の景況

全国の全業種合計(DI)は、前期(2021年7-9月期)と比較して、北陸、北海道、首都圏、近畿、中国地区で改善が見られた。業種別(全国)では、製造業で改善が見られたものの、その他の業種では前期並に推移した。

	東京	全国	北海道	東北	関東	首都圏	北陸	東海	近畿	中国	四国	北九州	南九州
全業種合計(DI)	-29.5	-29	-24	-33	-26	-30	-30	-28	-30	-30	-32	-27	-29
製 造 業													
卸 売 業													
小 売 業													
サ ー ビ ス 業													
建 設 業													
不 動 産 業													

(注)業種別の景況感を地域別に比較して作成してあります。
 データは東京を除いて信金中央金庫が調査したものを使用し、一般社団法人東京都信用金庫協会が作成してあります。
 首都圏は東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県を指します。

【東京】信用保証協会扱い保証承諾状況(2021年04月～2021年09月)



	件数	金額
信用金庫	36,221件	4,957億円
都市銀行	4,846件	1,380億円
地銀・第二地銀	4,084件	1,046億円
信用組合	3,005件	349億円
その他	68件	18億円
合計	48,224件	7,749億円

要 望 事 項

信用組合は、中小企業等協同組合法に基づく中小・小規模事業者等専門の金融機関として都内175店舗に及ぶネットワークを有し、従前より地域等に密着したきめ細やかな金融サービスを提供しておりますが、中小・小規模事業者等に対する更なる金融の円滑化および事業継続等に資するため、以下のとおり特段のご配慮とご支援を賜りたい。

1. 東京都制度融資にかかる制度内容等の充実

中小・小規模事業者、特に小規模事業者を主たる取引先とする私ども信用組合において、「東京都制度融資」は、中小・小規模事業者等の持続的な成長に向けての重要な施策となっておりますので、より一層の充実をお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う数度にわたる緊急事態宣言発出の影響もあり、飲食業をはじめ幅広い業種において売上減少、収益の悪化が続いております。こうした中、既往債務の返済に加え、新型コロナ関連債務の返済が開始されることから、今後の資金繰りに不安を抱えている中小・小規模事業者も多くおります。

つきましては、中小・小規模事業者の資金繰りや事業継続のための更なる支援拡充策につきましてもご配慮いただくとともに、将来にわたり安定した経営を維持するための方策につきましてもご検討いただきたい。

2. 東京都「女性・若者・シニア創業サポート事業」における補助金の確保及び制度内容の充実

東京都「女性・若者・シニア創業サポート事業」においては、東京都の補助金（各組合の預託金）が、地域に根ざした創業を行う者への貴重な融資原資となっており、令和3年7月末現在1,131件6,789百万円の融資実績を積み上げるとともに、その利用は年々着実に伸びてきております。

コロナ禍の影響による経営環境の一段の悪化が懸念される中、安定的に創業サポート事業を継続するためにも、より一層の支援強化をお願いしたい。また、より多くの創業希望者に応じるため、現在、対象外となっている層への適用拡大についてもご検討いただきたい。

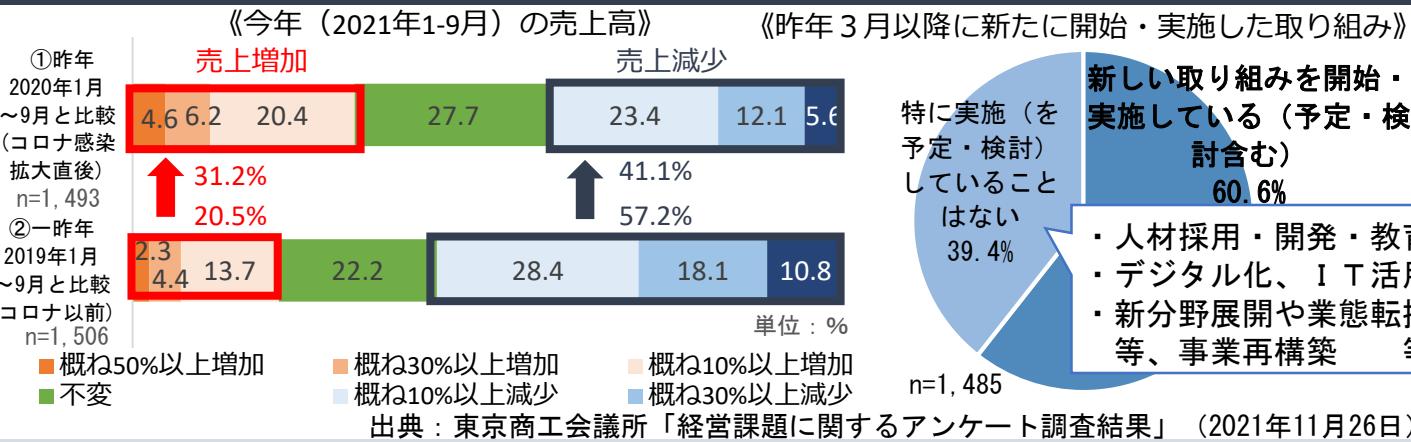
要 望 事 項

3. 東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」の継続

中小・小規模事業者においては、経営者の高齢化とともに後継者の確保が困難な状況が続いているが、新型コロナウイルス感染症拡大により、後継者の確保をあきらめ廃業を選択する事業者が増加している。このため、中小・小規模事業者の円滑な事業承継を進め、都内事業者数の減少に歯止めをかけるためにも、東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」は極めて有用な施策であり、その重要性も増してきている。

つきましては、当事業の実施期間は令和3年度末となっておりますが、令和4年度以降も引続き継続していただきたい。

都内中小企業の業況は回復基調にあるものの、コロナ以前の水準には至っていない



中小企業が抱える本質的な経営課題を後回しにすることはできない

ICT活用 慢性的な人手不足 大企業承継時代の到来

東京都の施策の方向性 - 東京都中小企業振興ビジョン

ピンチこそ、チャンスと捉えて、新たな飛躍を実現する施策を展開

企業の事業継続を下支え

新たな挑戦を後押し

成長産業の強化

◎ 重点項目 / ★ 新規項目

日本経済をけん引する東京を支える、中小企業・小規模事業者の「ウィズコロナ」における生き残り と 抜本的な経営改善に向けた支援を

I. 事業継続を図る中小企業・小規模事業者の経営力強化に対する支援

1. 中小企業におけるデジタルシフトの加速化

- 都内中小企業の声 ●
- ・これまで後回しにしていたICTツールの活用について、コロナ禍を機に補助金を活用しながら進めている（サービス業）
- ・現場にタブレットを用意しているが使いこなせていない（建設業）

◎ ICTツール導入・活用に向けた伴走型支援の継続（生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の周知強化） ★ ICTを活用した販路開拓に対する支援

- ★ 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援（デジタル人材育成支援事業および生産性向上のための中核人材育成事業の継続）
- 中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援の継続
- ICT活用および「はんこレス」の拡大など、「スマート東京」の早期実現に向けたデジタルガバメントの推進 ★ ICT実装に向けたIT技術者と中小企業とのマッチング支援

2. 感染拡大防止と企業活動の両立に対する支援の継続

- ◆ パートナシップ構築宣言 ◆
- ・下請取引の適正化やオープンイノベーション促進を目的に2020年6月より官民あげて推進している、企業の自主行動宣言
- ・中小企業庁が実施したアンケートによると、受注側企業の半数以上が「宣言」の効果を実感している



◎ 取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（各種補助金・助成金への加点要素への追加、東京都からの委託事業における採択条件化等）

- 官公共事業の予定通りの発注および柔軟な工期・納期の設定・変更・予定価格の設定、迅速な支払い
- 「新しい日常」に対応するためのオフィス・店舗・工場環境整備に対する支援の継続

3. 中小企業金融の支援体制強化

- ◆ 新型コロナウイルス特例リスケジュール ◆
- 中小企業再生支援協議会の支援により、事業改善の検討を待たず、金融機関へ最長1年間の返済猶予要請を行う制度。2020年4月の創設以降、5千件以上の相談に対応している

- ◎ ★ 新型コロナウイルス特例リスケジュールの積極的な活用に向けた周知強化
- ◎ ★ 東京信用保証協会において、経営改善計画を策定した事業者においては保証債務の条件変更に対応するなど、「事業者の実情に応じた最大限柔軟な」対応を行うよう、東京都より要請を実施

4. 効果的な施策展開に向けた取り組みの強化

- 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した、仕組みづくりと運用の徹底
- 目的や時期別などによる情報発信と、事業趣旨や申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知

II. 新たな挑戦を通じて成長・飛躍を目指す中小企業の後押し

1. イノベーションの担い手である中小企業に対する支援強化

- 都内中小企業の声 ●
- ・コロナ禍で主力商品の受注が減少し製造部門が空いている時間を活用し、既存技術を活用した新商品を開発した（製造業）
- ・金型設計において応力解析ソフトを導入することで、過去の経験値にITの力も加わり、最適設計に近づいている（製造業）

◎ 新製品・新サービスの研究開発から商品化・事業化、販路開拓まで切れ目のない支援メニューの充実（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良/規格適合・認証取得支援事業の採択数拡充等）

- ◎ ★ 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業の予算拡充
- 既存の取引関係を越えた連携を促す「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（再掲）

2. 新市場や成長産業進出に対する後押し

- 「新しい日常」対応型サービス創出支援事業の継続・予算拡充
- ★ 東京の都市課題解決に向けた「イノベーションマップ」に基づく取り組みに対する支援強化

3. 技術革新への対応や先端技術導入に向けた支援

- IoTやAI、RPA、ロボット、3Dプリンターなど急速に進展する技術革新への対応に向けた支援強化（生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の継続（再掲）、東京都立産業技術研究センターによる研究開発支援や事例周知）、専門人材の育成・活用

4. ウィズコロナ時代における中小企業の海外展開に対する支援

- 都内中小企業の声 ●
- ・SEO対策などECを強化して売上を確保し、海外からの引き合いも増加（製造業）
- ・オンライン展示会により海外からの新規顧客獲得につながった（製造業）

- 海外展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援
- 海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（「市場開拓助成事業」や「販路拡大助成事業」の利用促進、予算・補助対象経費拡充）、海外の現地企業とのマッチング強化

Ⅲ. 中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

1. アフターコロナの東京を創る起業・創業の促進

◎ **創業間もない企業や、新型コロナウイルス感染拡大により開業を控えていた創業予定者に対する迅速な支援（創業助成事業の予算枠拡充および申請要件の緩和）**

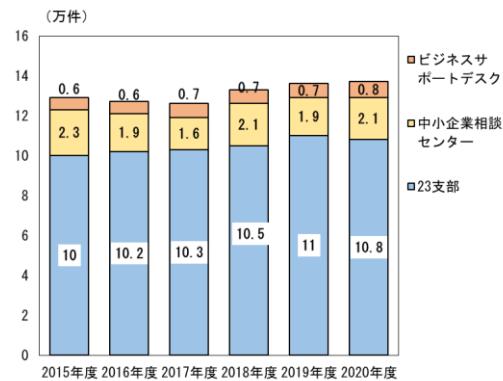
- アントレプレナーシップのみならず、「就業観」醸成の一助となる起業家教育の推進
- ★ スタートアップエコシステム東京コンソーシアムのHUB機能の充実・強化
- ★ 革新的な製品・サービスの事業化に向けた、スタートアップ実証実験促進事業の予算拡充

2. 地域経済を支える小規模企業に対するきめ細かな支援

◆東京商工会議所における経営相談対応実績◆

・ 経営指導員、記帳相談員、専門家による2020年度の巡回・窓口等の相談件数は**138,158件**。新型コロナウイルス感染症対策の影響で、支援施策や資金繰りに関する相談が増加

・ 23区内4拠点に設置している「**ビジネスサポートデスク**」（地域持続化支援事業（拠点事業））においても、779社に対して質の高い専門的支援を行った



◎ **商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保**

◎ **「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用、事業計画書を作成した事業者に対する支援施策の充実**

- 地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保（質の高い専門的支援ができるコーディネータの継続、事務所整備への対応）

3. 国内販路開拓に対する支援の強化

●都内中小企業の声●

- ・ 毎年出展していた展示会が全てキャンセルになり、商談の機会が制限されている（卸小売業）
- ・ BtoB向けのオンライン販売を開始し、SNSの活用も進めている（卸売業）

◎ **★ウイズコロナ・アフターコロナにおける新たな販路開拓に資する事業の創設（展示会・イベントの積極開催）** ★東京ビッグサイト青海展示棟の継続

◎ **★オンライン展示会・商談会への出展に対する支援（オンライン活用型販路開拓支援事業の継続、地域経済団体などとの連携）**

- テレビ通信販売への出品や通販カタログ掲載による新たな販路開拓に対する支援

4. 中小企業を支える人材確保に対する支援

●都内中小企業の声●

- ・ 人手不足が続いていたので、今こそ若い人を積極的に採用し、会社全体の若返りを図りたい（製造業）
- ・ オンラインメニューが好調で、専属社員を中途採用したほか、異業種からも新規雇用を進めている（教育関連サービス業）

- 中小企業の多様な人材確保に対する支援（Web上での合同会社説明会の開催等）
- 中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業の強化
- 女性の活躍推進に取り組む企業への支援拡充 ➢ 即戦力となる中途人材採用に対する支援
- 外国人材の中小企業とのマッチングおよび定着に資する支援

5. 生産性向上に資する人材育成と働き方改革の推進に対する支援

- 中小企業で活躍する人材の能力向上に資する施策の着実な実施、職業能力開発センターなどの機能拡充 ➢ 業種や規模など個社の実情をふまえたうえでのテレワーク導入・定着に向けた支援の継続
- 中小企業人材スキルアップ支援事業の継続および支援対象講座拡充（「社内型・民間派遣型スキルアップ助成金」におけるビジネスマナー習得に関する講座等の助成対象追加）
- 健康経営を導入しようとする中小企業に対する専門家を活用した実践支援、および感染症BCPの策定などに係る支援継続

6. 円滑な事業承継の実現に向けた支援

●都内中小企業の声●

- ・ 3年以内の事業承継完了を目指してビジネスサポートデスクの支援を受けている（飲食業）
- ・ コロナ禍で廃業を検討していた外注先を買収。生産計画などを見直し、黒字化を達成（製造業）

- 早期対策促進に向けた支援拠点である地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保（再掲） ➢ 事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充
- 事業承継税制のさらなる認知度向上・特例承継計画策定に向けた周知強化
- ★ 事業承継税制の前提となる特例承継計画の期限延長に関する要請

7. ウイズコロナ・アフターコロナにおける金融対策

◆経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）◆

要件を満たした場合、経営者に一定の資産（華美でない自宅等）を残して保証債務の免除を認める
《要件》 〈事業再生・早期清算〉 〈清算（破産）〉

- ①金融機関にとって経済合理性がある
- ②関係する金融機関との誠実な協議
- ③資産の開示
- ④破産法に定める免責不許可事由やそのおそれがないこと



◎ **★東京都において、東京信用保証協会に対して、中小企業再生支援協議会による支援など準則型私的整理に基づく弁済計画について、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応の要請**

- 東京信用保証協会における「経営者保証に関するガイドライン」や「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」に対する真摯な対応

Ⅳ. 世界に輝く都市の実現に向けた環境整備

1. ゼロエミッション東京に向けた中小企業における省エネ対策の推進

- IOT活用による中小企業のエネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入する上での専門家による各種省エネ対策取り組み支援
- ★ ゼロエミッション東京の実現に資する中小企業の技術開発に対する支援（ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業の継続）

2. 安全・安心と経済成長を促進する都市政策の推進

- 土地利用のさらなる高度化と都市計画の運用（用途地域の柔軟な運用等）
- 中小企業・小規模事業者のBCP策定率向上に向けた支援策の拡充

3. 中小企業の事業継続と生産性向上に資する税制措置および納税環境の整備

- 新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた中小企業・小規模事業者の家賃減額や支払い猶予に応じた事業者に対する支援措置の創設（土地・建物等の固定資産税の減免措置）

4. ウイズコロナ時代における観光産業の事業継続に向けた迅速な支援

- 安全・安心な受入環境整備および観光需要創出に向けた情報発信
- 最新のデジタル技術を活用した新しい旅行体験の推進等スマート・ツーリズムに対する支援
- 旅行者と地域社会・住民との調和・理解の促進、シビック・プライド（郷土愛）の醸成

東京都の中小企業対策に関する重点要望

2021年6月10日
東京商工会議所

わが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により大きな打撃と混乱が生じ、いまだ先行きの見通せない状況が続いている。感染拡大防止と経済社会活動の両立に向けて、官民を挙げた取り組みが続けられているものの、幅広い業種で需要が蒸発し、広範囲な事業者が事業継続の危機に直面している。とりわけ経営体力の弱い中小企業・小規模事業者は、3度にわたる緊急事態宣言などにより、影響が長期かつ甚大なものとなっている。東京都におかれては、昨年来、迅速に補正予算を編成し、都内事業者の事業継続を支えてきた。しかしながら、東商けいきょう1-3月期の調査結果においても、業況DIは▲46.7と小幅に改善しているものの、再度の長期間にわたる緊急事態宣言の発令もあり、コロナ以前の水準への回復はいまだ見通すことができず、今後は廃業や倒産の増加も懸念される。

一方で、東京商工会議所の調査によると、84.1%の企業において、コロナ禍を機として新たな取り組みを行い、販路開拓・取引先拡大や新商品・新サービスの開発、異業種への参入など、好事例も生まれ始めている。今後、「アフターコロナ」を見据えた経済回復を実現するためには、「ウィズコロナ」を前提とした「新しい日常」を確立していく必要がある。コロナ禍において、中小企業が今まで抱えてきたデジタル化や慢性的な人手不足、事業承継などの課題は一層顕在化し、対応の必要性が高まる一方、目の前の事業継続が優先され対策の遅れも懸念される。新型コロナウイルスの影響を乗り越えて事業を継続することが緊急かつ最大の課題であるが、中小企業の構造的・本質的な経営課題の解決を後回しにすることはできない。東京都においては、中長期的な施策の方向性を示す『『未来の東京』戦略』および「東京都中小企業振興ビジョン」と中小企業の現状をふまえ、引き続き中小企業・小規模事業者の支援に強力に取り組まれない。

当商工会議所では、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の生の声を迅速かつ継続的に収集し、要望活動を行ってきた。あわせて、新型コロナウイルス対策パッケージの6本の柱に基づく活動を展開し、昨年2月の緊急相談窓口開設以降、本年3月末までに延べ13万8千件を超える事業者からの経営相談対応を行うほか、「採用情報」「飲食店紹介」「勇気ある挑戦」といった5つの情報掲示板の開設など、事業者の支援に尽力している。今後も、社会情勢や事業者のニーズなどを踏まえ、ウィズコロナに対応したビジネスモデルへの転換支援策を充実・拡大するとともに、中小企業支援施策の利用促進を図るなど、都内経済を支える中小企業・小規模事業者の支援に全力を尽くす所存である。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。については、東京都におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれない。

記

I. 事業継続を図る中小企業・小規模事業者の経営力強化に対する支援

1. 中小企業におけるデジタルシフトの加速化

急速に進展するICT・デジタル技術は、生産性向上やビジネスモデルの変革に大きな役割を果たすものであり、コロナ禍で非対面・非接触の企業活動が求められる中で、業種・業態や企業の規模に関わらず、導入や活用が一層求められている。当商工会議所が昨年行った調査でも、テレワークの導入率が一時53.1%にまで上昇するなど、従来はICTを活用していなくても感染拡大防止対策などの一環でデジタル環境を整備した企業は多い。しかしながら、当商工会議所が昨年10月に行った「中小企業の経営課題に関するアンケート」では、ITツールを「活用している」と回答した企業は全体の47.0%と前年度から8.7ポイント減少している。会員企業からも、「ツールは導入したものの、思うような効果があがらず、継続的な利用には至っていない」といった声が上がっており、急激な業況悪化などにより、継続的かつ十分な活用ができていない企業も多い。専門知識の不足や導入効果の不透明さなど、経営者の不安を払拭してICT活用の裾野を広げるには、費用補助のみならず、専門家によるコンサルティングと導入後の活用を推進する人材育成など伴走型の支援を強化する必要がある。あわせて、コロナ禍で生まれた好事例や、小規模なものづくり企業でも成果を上げている「身の丈IoT」などの成功事例を広く周知、横展開していくことで、ICT活用に対する心理的障壁を下げるとともに、導入後の人材育成や社内体制整備に向けた支援を強化されたい。

また、社内にデジタル人材がおらず、ICTの実装段階で対応に苦慮する中小企業が多い。一方で、東京にはITエンジニアなど専門スキルを持つIT人材も多い。そのため、IT技術者と中小企業とのマッチング支援を行い、中小企業のICT化の実装段階における支援を強化すべきである。

なお、MITB攻撃や、ランサムウェア、フィッシングなどによる被害が世界的にも拡大する中、中小企業がICTを活用する際に情報セキュリティ対策も同時に行う必要がある。しかしながら、感染拡大への対応に迫られる中、セキュリティ対策が不十分なままICTの導入・利用を進め、ハード・ソフトの両面からセキュリティを懸念する企業も多いことから、中小企業の情報セキュリティリテラシーの向上や、ソフト・設備導入の支援を継続されたい。

【具体的要望内容】

- ① ICTツール導入・活用に向けた伴走型支援の継続（生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の継続・周知強化、好事例の横展開等）
- ② 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援（デジタル人材育成支援事業および生産性向上のための中核人材育成事業の継続）
- ③ ICT実装に向けたIT技術者と中小企業とのマッチング支援
- ④ 業種や規模など個社の実情をふまえたうえでのテレワーク導入・定着に向けた支援の継続（テレワーク等普及推進事業の継続、サテライトオフィスの利用促進）
- ⑤ コロナ禍で生まれたICT活用の好事例や「身の丈IoT」実践事例の積極的な発信および機器導入に向けた知識習得支援
- ⑥ ICTを活用した販路開拓に対する支援（オンライン活用型販路開拓支援事業およびメディア活用販路開拓支援事業の継続）

- ⑦ 中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援の継続
(中小企業サイバーセキュリティ向上支援事業や中小企業における危機管理対策促進事業の継続)
- ⑧ 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進、行政サービスにおけるICT活用および「はんこレス」の拡大など、「スマート東京」の早期実現に向けたデジタルガバメントの推進

※東商の取組(2020年度実績)

- IT活用実態調査(2021年2月発表)・テレワークの実施状況に関するアンケート(年3回実施)による
会員企業の実態把握
- IT活用に関するオンラインセミナーの実施による情報提供:24回、延べ3,451回視聴
- はじめてIT活用特設ウェブサイトのリニューアルによるIT活用情報発信の強化
- 標的型攻撃メール訓練:89社・651名を対象に実施

2. 感染拡大防止と企業活動の両立に対する支援の継続

感染拡大防止と企業活動の両立が求められる「ウィズコロナ」時代にあつては、東京都から示されている事業者向け感染拡大防止ガイドラインや、業界団体などで策定されているガイドラインに沿った事業活動を個社で推進する必要がある。感染拡大の収束や業況回復が見通せない中で、オフィス・店舗・工場の改装などの取り組みに要する費用負担は各企業に重くのしかかっている。東京都におかれては、中小企業におけるオフィス・店舗・工場の環境整備に対する支援を継続されたい。

中小企業・小規模事業者が感染拡大防止対策など「ウィズコロナ」への対応を進め、安定的に事業を継続するには、基盤となる公正な取引環境の整備を進める必要がある。感染拡大期には、下請事業者において、発注元からの指示によりテレワーク可能な業務でも現場での作業を余儀なくされたために受注を断念した、感染リスクを抱えながら事業を継続せざるを得なかったなど、不合理な取引事例に関する声が寄せられている。また、多くの企業がまだ業況回復を果たせない中、混乱に乗じた不当な契約の打ち切りや、適正なコスト負担を伴わない低い価格での受注、知的財産やノウハウの不当な提供を迫られるような事態の増加も懸念される。下請センター東京における相談対応の強化を図るとともに、不公正な取引事例があれば公正取引委員会や中小企業庁との連携を進め、是正に努められたい。

また、個々の企業において対応が困難な商慣習の見直しや取引適正化に向けては、個社の取り組みとあわせて業界毎の取り組みが重要となる。昨年、商工会議所の意見をふまえて国で策定された「パートナーシップ構築宣言」は、いかなる企業も共に成長できる共存・共栄関係の構築を目的とした、取引適正化やオープンイノベーションに関する個社の自主行動宣言であり、本年3月には公表企業数が1,000社を突破している。中小企業庁の調査によると、宣言を公表している発注者側の企業のうち約94%が同宣言を意識して取引条件の協議を行っており、受注側においても半数以上が同宣言の効果を実感していることから、さらなる推進が望まれている。東京都においては、同宣言を「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」など各種補助金の加点要素や、東京都の委託事業の採択条件に盛り込むなど、取引適正化に向けた取り組みを強力に推進されたい。あわせて、業界毎の取引慣行見直しに関する成功事例の収集や周知、新たに取り組みを行う際の支援を実施すべきである。

【具体的要望内容】

- ① 「新しい日常」に対応するためのオフィス・店舗・工場環境整備に対する支援の継続（「中小企業等による感染症対策助成事業」の継続）
- ② 取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（各種補助金・助成金への加点要素への追加、東京都からの委託事業における採択条件化等）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の混乱に乗じた、中小企業・小規模事業者に対する取引上のしわ寄せ防止（大企業への普及啓発や、下請センター東京における相談対応の強化）
- ④ 官公共事業の予定通りの発注および柔軟な工期・納期の設定・変更・予定価格の設定、迅速な支払い
- ⑤ 適切な価格転嫁の促進や知財取引の適正化など、公正な取引環境の実現に向けた対応の継続（下請企業対策の拡充、「下請取引ガイドライン」の周知強化）
- ⑥ 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件といった下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
- ⑦ 業界毎の取引慣行見直しに関する成功事例の収集・周知、取り組みの支援
- ⑧ 社会課題の解決、取引条件の優位性獲得および企業イメージ向上につながるSDGs経営の推進（中小企業SDGs経営推進事業の継続）

3. 中小企業金融の支援体制強化

当商工会議所では、中小企業委員会のもとに、中小企業経営者や学識経験者で組成した「ウィズコロナ時代の中小企業金融対策研究会」を設置し、行政や、金融機関、中小企業支援機関、再生実務の担当者等の意見を聴取し、中小企業金融の出口戦略や中小企業経営者がなすべき取り組みについて議論を重ねてきた。本項では、同研究会での議論のうち、現下の中小企業金融に関する認識と事業継続に向けた支援強化について記載する。

(1) コロナ禍における中小企業金融に関する現状認識

新型コロナウイルスに関する緊急融資では、東京都の制度融資が昨年3月に一早く発表され、その後、いわゆるゼロゼロ融資と呼ばれる感染症対応融資を早期に制度設計を行ったうえで、東京信用保証協会と民間金融機関が連携し、未曾有の膨大な案件に対応したことで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支えてきた。結果として、2020年の倒産件数は低水準にとどまるなど、中小企業・小規模事業者の事業継続に大きな効果が出ている。一方で、金融機関の融資残高は2000年以降で過去最高を記録し、保証残高も急増しており、ウィズコロナ・アフターコロナ時代において企業の過剰債務問題が顕在化すれば、倒産・廃業による価値ある事業の喪失にくわえ、新規投資抑制による企業の成長鈍化によって、最終的にはわが国経済全体の生産性低下をもたらすことにもなる。そのため、金融機能のモラルハザードには十分注意しつつ、中小企業金融の出口戦略を検討する必要がある。

現在、新型コロナウイルス感染拡大による幅広い業種への影響が長期化する中で、中小企業・小規模事業者は、東京都をはじめ、政府や区における新型コロナウイルス特別貸付など資金繰り支援策を活用して足元の資金繰りを回している。事業継続を目的とした支援策によって時間的猶予がある間に、業況回復ならびに安定的な事業継続に向けて、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応した業態転換・事業転換などの事業ドメインを再構築する取り組みを進め、業

績を回復させていく必要がある。

一方で、業況の回復を果たせず、借入金の返済負担増も相まって、資金繰りが悪化し、廃業や民事再生などの法的整理、私的整理を選択する事業者の増加が見込まれる。そのため、コロナ禍で存続が危ぶまれる企業の価値ある事業の引継ぎや、事業の円滑な撤退と経営者の再チャレンジに向けた支援強化が必要となる。

(2) 中小企業・小規模事業者の足元の資金繰り支援策について

東京都や政府・区の手厚い緊急対策は、事業者が危機に対応するための時間的猶予を得るものとして重要な役割を果たしている。新型コロナウイルス感染拡大の先行きが見通せない中で、初回の緊急事態宣言の発令から約1年が経つ2021年4月以降、緊急融資の据置措置が終了して返済が始まる企業や、中小企業再生支援協議会の特例リスケジュールによる返済猶予を受けていて期限が到来する企業では、資金繰りがさらに悪化することが想定される。新型コロナウイルス特別貸付では、政府系金融機関においても、据置期間が半年・1年に設定されている場合も多く、事業者によって返済開始時期が異なっている。また、売上が回復しない中で、既往の借入金返済によって資金繰りに窮している企業も多い。そのため、まずは、中小企業再生支援協議会による特例リスケジュールの制度周知、利用促進を図るとともに、今後の事業計画が描けない中で特例リスケジュールの期限が到来する企業については、早期経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善計画を策定した場合、既往債務も含めて制度融資で据置期間とされた3年～5年の範囲内でリスケジュールを認めることを検討すべきである。新型コロナウイルス特別貸付では東京信用保証協会の保証付きの融資が大半を占めることから、保証債務について最大限柔軟にリスケジュールに応じるよう、東京都から要請を行うべきである。

また、リスケジュールを受けた企業が業況回復を果たせるよう、東京信用保証協会をはじめとした公的機関や地域金融機関において、金融支援にくわえ、中小企業支援機関の支援を組み合わせた業態転換や事業転換を含めた本業支援を強化していくべきである。

なお、東京都動産・債権担保融資（ABL）制度は、企業の事業に基づいた資金調達手段であり、近年取扱残高が増加傾向であるものの、担保評価費用が高額であることや、譲渡登記による信用不安の風評被害に対する懸念などの理由から、依然としてマイナスイメージを持つ事業者も多い。ABLは資産の少ない中小企業・小規模事業者の事業性に沿った資金調達方法であることから、利用促進に向けたPR活動を図るとともに、ABL利用時に必要な保証料や担保物件の評価費用などの補助率の拡大を図りたい。

【具体的要望内容】

- ① 新型コロナウイルス特例リスケジュールの積極的な活用に向けた周知強化
- ② 東京信用保証協会において、経済情勢を見極めつつ、早期経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善計画を策定した事業者においては、保証債務の条件変更（制度融資の据置期間である3年～5年）に対応するなど、「事業者の実情に応じた最大限柔軟な」対応を行うよう、東京都より要請を実施
- ③ 円滑な事業撤退と再チャレンジの早期決断に向けて、信用保証協会をはじめとした公的機関、地域金融機関などオール東京での支援強化
- ④ 動産・債権担保融資（ABL）制度利用促進のためのPR展開の推進、ならびに保証料や

担保物件の評価費用に対する補助率の拡大

4. 効果的な施策展開に向けた取り組みの強化

東京都においては、中小企業・小規模事業者の成長ステージやニーズに応じた多様な施策が設けられている。昨年度、数多く措置された、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策については、事業継続を下支えするものとして多くの事業者が利用し、感謝の声が上がっている。一方で、利用者である中小企業からは、「補助金・助成金の募集期間が短い」「感染拡大防止で緊急性が高いにも関わらず、申請・採択から実行までの期間が長い」といった声も上がっている。より多くの中小企業・小規模事業者を支援すべく、十分な公募期間を設定するなど、より事業者のニーズや実態に即した運用を推進するべきである。

「新しい日常」の中で企業活動を行うにあたっては、中小企業支援においても、非対面・非接触型の対応を行う必要がある。オンラインセミナーや動画配信による情報提供を継続・拡大するとともに、公的機関窓口におけるWeb会議システムなどオンラインツールを活用した相談体制の構築に引き続き取り組まれない。

また、支援を求める事業者に必要な情報を届けるべく、東京都においては、「東京都中小企業振興施策早見表」や「東京都 新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」により分かりやすい周知に取り組んでいる。今後も、Webサイトを中心とした、目的や時期別などによる情報の逐次更新・発信にくわえ、申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知に努められたい。

【具体的要望内容】

- ① 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した、仕組みづくりと運用の徹底
- ② 公的機関窓口におけるオンラインツール活用による相談体制の構築およびオンラインセミナーや動画配信による情報提供の拡大
- ③ 目的や時期別などによる情報発信と、事業趣旨や申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知
- ④ 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進、行政サービスにおけるICT活用および「はんこレス」の拡大など、「スマート東京」の早期実現に向けたデジタルガバメントの推進（再掲）

II. 新たな挑戦を通じて成長・飛躍を目指す中小企業の後押し

1. イノベーションの担い手である中小企業に対する支援強化

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、社会全体の行動変容や、ビジネス環境の急速な変化が生じたことにより、多くの企業でこれまでのビジネスモデルや従来の常識を見直し、事業再構築などのイノベーション活動に取り組む必要性が高まっている。東京都においては、新製品・新サービスの市場投入に向けた企画・構想から事業化、販路開拓まで、さまざまな施策を通じたハンズオンの支援メニューが用意されている。今後、中小企業が取り組むべきイノベーションは、単なる既存事業の延長ではなく、これまでになかった発想による新たな価値を生み出すことが求められている。不確実性の高い革新的な取り組みや挑戦をさらに後押し

し、成果創出の可能性を高めるためにも、事前調査（F/S）段階から事業化に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実、予算拡充に取り組まれない。

また、中小企業が環境変化に対応したイノベーションに取り組むうえで、経営資源や技術力、開発力の不足を補い、開発スピードを加速させるオープンイノベーションの促進が重要である。当商工会議所では、全国 46 の大学や研究機関と連携し、産学公連携プラットフォーム事業を展開し、オープンイノベーションの取り組みを後押ししている。東京都におかれても、企業や研究機関などとのマッチング支援や民間のプラットフォーム活用に向けた支援強化、費用助成の充実、中小企業とスタートアップとの協業による新規事業開発に取り組む「アクセラレータープログラム」への費用助成事業の創設など、中小企業の幅広い協業の促進に取り組まれない。

「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」は、補助上限 1 億円という手厚い支援により、先端技術を活用して変革に取り組み、持続的発展を目指す中小企業を強力に支援するものである。中小企業の持続的な発展に不可欠な、競争力強化やDX推進に向けた事業展開につながるものであり、本事業の予算拡充、ならびに中小企業の革新的な挑戦に対する支援メニューの充実に取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ① 新製品・新サービスの研究開発から商品化・事業化、販路開拓まで、切れ目のない支援メニューの充実（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良／規格適合・認証取得支援事業、市場開拓助成事業などの採択数拡充、ものづくりイノベーション企業創出道場の継続、拡充等）
- ② 既存の取引関係や企業規模を超えた、企業間や産学公連携によるオープンイノベーションの推進（民間団体などと連携した産学公のマッチング支援、民間のプラットフォーム活用に向けた支援強化・費用助成の充実、東京都立大学や東京都立産業技術研究センターなどが保有する特許を中小企業が事業化評価する一定期間無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度の整備等）
- ③ 中小企業とスタートアップが協業して新規事業開発に取り組む「アクセラレーションプログラム」に対する助成事業の創設
- ④ 中小企業の競争力強化やDXなど、イノベーション推進につながる「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の予算拡充
- ⑤ 既存の取引関係を越えた連携を促す「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（各種補助金・助成金への加点要素への追加、東京都からの委託事業における採択条件化等）（再掲）
- ⑥ 東京都知的財産総合センターにおける、中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催

※東商の取組(2020年度実績)

- 産学公連携相談窓口(大学や公的研究機関の持つ知見、相談機能を広く活用できるよう企業からの相談の橋渡しを行う)
:30件受付、うち9件が共同研究・委託研究へ進展(相談件数合計162件、うち53件が共同研究・委託研究へ進展)

2. 新市場や成長産業進出に対する後押し

新型コロナウイルス感染拡大による環境変化や、技術進化の加速化、企業間の競争激化、商品・サービスサイクルの短期化などに対応し、中小企業が持続的な成長を図るために、イノベーション活動を通じた新市場開拓、成長産業への進出などの重要性が高まっている。東京都では、新型コロナウイルスの感染拡大防止などに寄与する非接触や混雑回避、衛生対策など、「新しい日常」に対応したイノベーション創出を支援する、「『新しい日常』対応型サービス創出支援事業」が創設されている。引き続き、中小企業における外部環境の変化への対応を後押しするべく、事業の継続と予算拡充を図りたい。

また、企業のイノベーション活動は、ウィズコロナへの対応だけでなく、社会課題の解決、社会変革を進めていくうえでも不可欠な取り組みである。東京は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題などさまざまな社会課題に直面している。国内企業の大多数を占める中小企業には、社会課題の解決につながる革新的なイノベーション創出の担い手としての役割が期待されている。東京都は、「『未来の東京』戦略ビジョン」で示された都市課題を解決するため、各分野における開発支援テーマと技術・製品開発動向などを「イノベーションマップ」として示し、それに基づく取り組みに対する支援施策を打ち出している。都内中小企業のさまざまなアイデアや取り組みを都市課題の解決につなげるため、「イノベーションマップ」に示す分野での技術・製品開発に係る助成事業において、事前調査（F/S）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化や、「多段階選抜方式」の導入を検討されたい。あわせて、イノベーションマップに関連する施策の認知度向上や利用促進、予算規模の拡充を図りたい。

【具体的要望内容】

- ① 社会の変化に対応した新たなサービス創出を促進する、「新しい日常」対応型サービス創出支援事業の継続、予算拡充
- ② 中小企業ニューマーケット開拓支援事業の強化、トライアル発注認定制度の認定件数拡充や認定事業者に対するフォローアップを通じた新製品・新サービスの市場展開に関する支援
- ③ 東京の都市課題解決に向けた「イノベーションマップ」に基づく取り組みに対する支援強化および利用促進、予算拡充（事前調査（F/S）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化、「多段階選抜方式」の導入）
- ④ 製品やサービスの競争力強化に資する、デザイン活用によるブランディング支援（専門家による相談対応、中小企業とデザイナーとのマッチングなど、デザイン活用支援施策の利用促進）
- ⑤ 「東京都生産性革新スクール」および「東京都新サービス創出スクール」の継続（新製品・新サービスの開発を担う中核人材の育成強化、外部専門家とのマッチング支援）

3. 技術革新への対応や先端技術導入に向けた支援

I o TやA I、ロボットなどの技術革新は目覚ましく、それらを業務プロセスに取り入れ、活用することで、コロナ禍で求められる非接触型ビジネスモデルへの転換や、自動化による生産性向上を実現することができる。経営資源が限られる中小企業・小規模事業者が先端技術の活用を進めることは経営に与えるプラスの影響が非常に大きいため、中小企業の技術革新への

対応を強力に支援されたい。あわせて、東京都立産業技術研究センターのIoTテストベッドを活用した実機体験を通じて、先端技術の導入や最先端・成長分野への参入支援を行われたい。なお、最新技術の活用にあたっては、専門領域に精通した人材が不可欠であることから、専門人材の育成、および人材移動の促進などに取り組むべきである。

また、新製品・新サービス開発やマーケティング、販売促進などの企業活動において、ビッグデータの活用が始まっているが、多くの中小企業は、資金の不足により入手が困難であったり、複雑な分析手法などに関する知識が不足していたりと、さまざまな要因で活用に至らないことが多い。中小企業のビッグデータ活用を促進するためには、どのような準備が必要なのか、企業にどのような気づきや効果が得られるかなど、活用の検討を行ううえで必要な情報とともに具体例を示す必要がある。「東京都オープンデータカタログサイト」などを通じて情報発信や事例提供を強化し、中小企業のビッグデータ活用促進に向けた支援を継続して行うべきである。

【具体的要望内容】

- ① IoTやAI、RPA、ロボット、3Dプリンターなど急速に進展する技術革新への対応に向けた支援強化（生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の継続（再掲）、東京都立産業技術研究センターによる研究開発支援や事例周知）、専門人材の育成・活用
- ② 新型コロナウイルス感染拡大により一層ニーズの高まる医療・ヘルスケアなどの成長分野へ参入しようとする中小企業の後押し
- ③ 中小企業のビッグデータ活用に向けた支援（東京都オープンデータカタログサイトの活用に向けた基本的な情報提供を含む内容充実・活用支援・活用事例の周知等）

※東商の取組(2020年度実績)

- 中小ものづくり企業のIT、IoTの活用を支援するべく好事例を紹介する「スマートものづくり実践事例集(ウェブ版)」への10事例の追加(計30社掲載)
- 東京都立産業技術研究センターIoTテストベッドへの視察会:26名参加

4. ウィズコロナ時代における中小企業の海外展開に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世界的に経済活動や移動が制限されたことにより、企業による輸出入が停滞するとともに、直接投資が大きく制約される状況におかれている。ウィズコロナ時代において海外需要を取り込むには、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者においても取り組みやすい越境ECの活用が期待される。海外販路開拓を後押しするべく、ECサイト構築費用や出店・翻訳・決済および物流に必要な費用などの助成、支援を強化されたい。

また、海外販路開拓の足掛かりとして、海外展示会への出展は効果的な手段である。コロナ禍において、越境ECや海外オンライン展示会を通じて、新たな市場開拓に成功した好事例も生まれている。新型コロナウイルス感染拡大により、急激に落ち込み消滅した需要を取り戻すべく、「販路拡大助成事業」による海外展示会出展費用の助成において、社内担当者などへの渡航・滞在費や通訳の手配などに対する対象経費の拡大、展示会主催者が発行した現地語募集要項の日本語訳添付の許容、助成限度額の引上げなど、海外展示会出展に向けた支援、同事業の拡充を図られたい。

くわえて、グローバルな経済活動の再開に向け各国で国境封鎖の緩和が進む中、健康な出国希望者へのPCR検査体制の構築・拡充など、出入国手続きがスムーズに行われるような体制強化を図りたい。

【具体的要望内容】

- ① 海外展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援（越境EC出品支援事業の継続および複数回の募集による機会の拡充）
- ② WEBサイトの多言語対応などに向けた支援の強化（インバウンド対応力強化支援補助金の拡充）
- ③ 海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（「市場開拓助成事業」や「販路拡大助成事業」の利用促進、予算・補助対象経費拡充）、海外の現地企業とのマッチング強化
- ④ 出入国の際に新型コロナウイルスに感染していないことを確認するPCR検査の体制強化

※東商の取組(2020年度実績)

- 中小企業国際展開アドバイザー:登録アドバイザー企業数49社、アドバイザーによる支援件数16社16件
- 海外展開セミナー:48回開催、延べ6,457名参加(公的機関との協力事業等を含む)
- 海外展開窓口相談件数:391社829件
- 海外展開お役立ち動画「海外ビジネス基本の10策」の公開

Ⅲ. 中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

1. アフターコロナの東京を創る起業・創業の促進

地域経済が持続的に成長するためには、起業・創業による時代の変化に合わせた新陳代謝が不可欠である。起業・創業の促進にあたっては、諸外国に比べてわが国の開業率や起業家予備軍の数が低水準であることが課題として挙げられる。東京を世界有数の起業しやすい都市にするためには、創業予定者や創業初期企業に対する支援強化とともに、起業に対する機運の醸成に取り組む必要がある。東京都においては、高校生起業家養成プログラムや、小中学校向け起業家教育推進事業の継続実施に取り組んでおり、若年層のアントレプレナーシップ醸成の一助になるものとして大いに歓迎したい。これらの教育プログラムを着実に実施すべく、教職員向け相談体制の強化やプログラム実施支援を通じて積極的な起業家教育の推進を図りたい。

また、創業初期企業が創業後5年ほどで迎える、いわゆる「死の谷」を乗り越えるため、経営の安定化に向けた支援が必要である。特に、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた創業初期企業は、経営体力が乏しいため、創業支援拠点による支援強化や、創業助成事業の予算拡充、ファンドによる創業企業向けの迅速な支援に取り組まれない。また、販路に乏しい創業企業と既存企業とのマッチング機会の創出を図るべく、展示会の優先的な斡旋や出展費用の助成、マッチング支援を行うなど、経営の安定化に向けた後押しを継続すべきである。

東京が抱えるさまざまな都市課題の解決や人々の生活における利便性向上につながるイノベーション創出の担い手として、スタートアップによる革新的な製品、サービスの開発が期待される。スタートアップの成長、発展に向けた事業者や支援機関、産学官などが共存共栄を図るエコシステムの構築・強化に取り組むとともに、経営面、資金面での支援強化やスタートアップ実証実験促進事業の充実、オープンイノベーションの促進に向けた支援などを強化されたい。

【具体的要望内容】

- ①アントレプレナーシップのみならず、「就業観」醸成の一助となる、小中学校や都立高校、大学における起業家教育の推進
- ②創業間もない企業や、新型コロナウイルス感染拡大により開業を控えていた創業予定者に対する迅速な支援（創業助成事業の予算枠拡充および申請要件の緩和）
- ③創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給）
- ④起業エコシステム形成に向けて、スタートアップエコシステム東京コンソーシアムのHUB機能の充実・強化
- ⑤革新的な製品・サービスの事業化に向けた、スタートアップ実証実験促進事業の予算拡充
- ⑥クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業の継続・拡充
- ⑦創業初期企業支援におけるアクセラレーターの活用
- ⑧大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（展示会出展費用の助成や産業交流展での創業企業ブースの創設等）
- ⑨中小企業支援機関などの創業支援を受けた創業者に対する、創業5年間の法人事業税や法人住民税減免措置の創設
- ⑩ベンチャーキャピタルの呼び水となるような成長産業に絞った投資
- ⑪過去の起業・経営からリスタートする創業者に対する支援（リスタートアントレプレナー支援モデル普及事業の継続、各支援施策における条件となっている事業継続期間などについて、創業者の経歴や事業実態を勘案した要件緩和）

※東商の取組(2020年度実績)

○創業窓口相談:2,890件(個別・専門相談)

○創業ゼミナール:2020年度は規模を縮小し「創業支援スクール」を開講、3日間20名参加

/2003年11月から開講、延べ卒業生数1,226名/2020年3月時点開業率33.7% ※開業者数は連絡を受けた数の集計

○創業テーマ別セミナー:年2回開催、37名参加

○大学における起業家講演:3大学で3回開催

2. 地域経済を支える小規模企業に対するきめ細かな支援

経営資源が乏しい中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、事業継続の危機に直面するほど大きな影響が生じている。収束が見通せない中では、ウィズコロナに対応した感染防止策を講じながら事業継続を図る必要がある。同時に、急速な産業構造の変化や時代のニーズの変化、技術革新への対応のほか、慢性的な人手不足や生産性向上、事業承継など、構造的・本質的な経営課題への対応も求められている。今後も中小企業・小規模事業者が都内経済を支えていくためには、きめ細かな支援を強化する必要がある。

当商工会議所は、域内事業者の身近な相談先として、23支部をはじめ、本部の中小企業相談センターやビジネスサポートデスクにおいて年間11万件を超える経営相談に対応し、今般の新型コロナウイルス感染拡大により深刻な経営状況に直面する中小企業・小規模事業者に対し、各種支援策の活用支援などを実施している。また、中小企業施策の普及のほか経営課題の克服に向けた講習会を開催し、その参加者数は年間延べ6千人近くにのぼっている。ウィズコロナ・アフターコロナに対応した新たな事業構築を支援し、継続性のある伴走型支援を行うためには、中小企業・小規模事業者に寄り添って課題解決を支援する経営指導員の人員確保が必要不可欠である。2020年度は、事業者による支援施策活用や資金繰りなどに関する相談が急増し、経営指導員の業務が逼迫したものの、機動的に補正予算が編成されたことで、都内事業者への支援を継続することができた。コロナ収束に至るまでは引き続き公的支援の強化が求められ、現場で支援を行う相談体制の強化もあわせて行う必要があることから、これまで以上の商工会議所による小規模企業対策予算の確保に努められたい。ビジネスサポートデスク4か所を含む都内7か所で実施している地域持続化支援事業（拠点事業）では、地域の事業者の事業継続に向けて、事業承継や事業継続のための磨き上げなど、中小企業・小規模事業者共通、かつ喫緊の課題解決のための高度な支援を行っており、事業者の満足度も高い。現状はコロナ禍における事業継続が最大の課題であるが、本質的な課題解決に向けた取り組みを継続するためには、各分野の専門家による支援体制の維持・強化を図る必要があり、本事業における安定的、かつ継続的な予算確保を求める。

また、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」は、事業者自身に気づきを与え、支援機関・専門家と連携、協力しながら、潜在的な課題解決に向けたきめ細かい伴走型支援を行うものとして大変有効な施策である。新型コロナウイルスによって影響を受けた企業業績を回復軌道に乗せ、潜在的な課題解決を目指す事業者を後押しするべく、引き続き、同事業を実施・拡充することで、中小企業・小規模事業者の経営力向上と成長を後押しされたい。

活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災などの社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街のさらなる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

【具体的要望内容】

- ① 商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保
- ② 地域の事業者の事業継続（事業承継、創業、経営革新）に資する地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保（質の高い専門的支援ができるコーディネータの継続、相談対応強化のための事務所整備への対応）
- ③ 「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用、支援を受けて事業計画書を作成した事業者に対する支援施策の充実（各種支援施策への加点要素化等）
- ④ 商店街の環境整備支援、および任意団体の法人化推進

※東商の取組(2020年度実績)

- 指導件数:巡回指導(対象企業数)7,349社 実績 16,968件 / 窓口指導(対象企業数):22,484社 実績 100,214件
集団指導(講習会):347回開催、6,013名参加 / エキスパートバンク事業:426社、実績 478件
- 東商における経営改善普及事業予算等:約 21 億円(内、東京都補助約 17 億円)
- ビジネスサポートデスク相談件数:8,070件

3. 国内販路開拓に対する支援の強化

新型コロナウイルス感染拡大の長期化によって需要が蒸発し、大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者にとって、新規取引先の獲得、販路開拓は、今後の事業継続に向けて重大な課題となっている。当商工会議所の調査でも、コロナ禍で多くの中小企業が商談や営業活動への支障、イベント・展示会の中止・延期などの影響を受けており、オンラインでの実施についても経営資源やノウハウの不足から十分な成果に結びついていない企業が多い。東京都においては、「オンライン活用型販路開拓支援事業」により、オンライン展示会・商談会の活用に向けた伴走支援が実施されている。地域経済団体などと連携し、引き続き同事業を継続されたい。

新型コロナウイルスの影響によって外出自粛が続いている中で、インターネット通販(EC)が売上確保に有効であり、都内中小企業・小規模事業者からは「店頭売上が激減する一方、ECは好調」との声が多く上がり、非接触型の販売強化を目指す中小企業における取り組み拡大が期待される。ECが軌道に乗るまでは一定期間が必要であり、売上・受注量が減少する中、サイト構築や利用料、出品料などの費用負担は大きいと、地域経済団体などとも連携しながら支援を継続されたい。また、コロナ禍において生き残りをかけて販売チャネルを変更すべく都内の卸売事業者においてもECに取り組むケースが増えており、自社製品を製造・企画していない事業者に対しても支援を強化されたい。

新型コロナウイルス感染拡大に一定の収束が見通せた段階においては、急激に落ち込み消滅した需要を取り戻すべく、展示会や商談会などを通じた販路開拓強化に向けた対策を迅速に進める必要がある。「ネクスト・目指せ!中小企業経営力強化事業」では、販路拡大に関するセミナー実施のほか、展示会出展費用・販路拡大に関する助成、マッチング商談会の開催など、中小企業の販路開拓に資する支援メニューが多数用意されている。同事業を積極的に実施するとともに、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」により展示会出展助成を受けた事業者が、アシストコースや経営革新計画などに基づく新たな取り組みを実施した場合は複数回の助成を認めるなど、同事業の拡充を行うことで、中小企業・小規模事業者のさらなる販路開拓を後押しされたい。

【具体的要望内容】

- ① ウィズコロナ・アフターコロナにおける新たな販路開拓に資する事業の創設(展示会・イベントの積極開催)
- ② オンライン展示会・商談会への出展に対する支援(オンライン活用型販路開拓支援事業の継続、地域経済団体などとの連携)
- ③ 東京ビッグサイト青海展示棟の継続
- ④ 非対面での売上確保に有効な、ECサイト構築・運用やECモール出店に係る幅広い支援の実施(メディア活用販路開拓支援事業の継続、卸売事業者への支援強化)
- ⑤ テレビ通信販売への出品や通販カタログ掲載による新たな販路開拓に対する支援

- ⑥ 収束期・収束後の展示会による販路拡大支援の強化（「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」の出口施策である展示会出展助成金の対象拡大やその他の販路開拓策への適用拡大）
- ⑦ 都内企業と地方企業とのネットワーク強化に有効な地域連携型商談機会創出事業について、事業実施体制の強化を含む拡充
- ⑧ 飲食業における業態転換支援事業の継続

※東商の取組(2020年度実績)

- 中小企業活力向上プロジェクトネクスト 支援実績延べ712社 ○商談会:9回開催、商談件数2,431件
- ビジネス交流会:1回開催、延べ58名参加(本部主催分)
- 展示会出展支援:1回実施、23社、商談件数1,931件
- 地域連携型商談機会創出事業:3か所(沖縄・名古屋・大阪)で開催、商談件数651件

4. 中小企業を支える人材確保に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大により多くの企業で業務縮小が余儀なくされる中、地域経済を支える中小企業・小規模事業者は、雇用の維持に懸命に取り組んでいる。一方で、人口減少という構造的課題が存在する中、中小企業・小規模事業者にとって人材の確保・育成は引き続き大きな課題であり、今後ビジネスモデルや業務体制の転換を進めるうえでも、若年層、女性、外国人材といった多様な人材の活躍が一層求められている。都内企業においては、従来の集合型・対面式の採用活動に取り組めず、学生などへのPRが不十分であるなどの不安の声が上がっている一方、採用対象の拡大や採用活動のオンライン化など人材確保に向けて変革に取り組む好事例も見受けられる。採用活動に積極的に取り組む中小企業を支援するべく、オンラインによる合同会社説明会の開催など、多様な人材とのマッチングの機会を提供されたい。また、セミナーや好事例の周知など、ノウハウが乏しい中小企業に対する支援策を講じられたい。

若年層に対して中小企業への興味を喚起しミスマッチを防ぐためには、就労を希望する者に具体的な就労イメージを認知してもらうことが重要である。そのため、学生インターンシップ支援事業などを通じて中小企業の魅力をさらに強力に発信するとともに、都立高校普通科や商業高校、専門学校、大学を対象としたインターンシップ受入支援制度を新たに創設されたい。あわせて、職場としての中小企業について、高校の進路指導担当者や生徒が理解を深める機会を創出されたい。

改正女性活躍推進法の成立に伴い、中小企業に対する事業主行動計画の策定が義務化されることを契機として、女性のさらなる労働参画と活躍が期待される。一方で、新型コロナウイルス感染拡大防止対策や働き方改革への対応も迫られる中においては、職場環境の整備に関する現場負担は増加している。東京都におかれては、女性の就業促進やライフ・ワーク・バランス推進のための支援を継続されるとともに、企業主導型保育事業の周知および施設設置促進や、待機児童解消など、女性が活躍できる環境整備を継続されたい。

新たな外国人材受入れ制度創設を機に、外国人材に対する期待と関心はこれまでになく高まっている。一方で、これまで外国人材を受入れたことのない中小企業からは、準備や相談窓口が分からず活用に至らない、活躍してもらうために不可欠である既存の従業員の理解や受入れ体制の整備をどのようにすべきか分からないといった声も上がっている。留学生や高度人材などの外国人材と都内中小企業とのマッチングにくわえ、外国人材向けの研修、中小企業向けの

外国人材採用・定着に向けた情報提供などを継続・強化し、中小企業における外国人材の活躍推進を後押しされたい。

【具体的要望内容】

- ① 中小企業の多様な人材確保に対する支援（Web上での合同会社説明会の開催、セミナーや好事例の周知等）
- ② 中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業の強化（都立高校普通科や商業高校、専門学校、大学を対象としたインターンシップ受入支援制度の創設）、都立高校における日本版デュアルシステムの推進（商業高校などへの拡充）
- ③ 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（待機児童解消（保育の受け皿整備、保育人材の確保）、企業主導型保育施設設置促進事業の周知および施設設置促進等）
- ④ 女性の活躍推進に取り組む企業への支援拡充（女性の活躍推進加速化事業の継続、好事例の周知）
- ⑤ 外国人材（留学生、高度人材等）の中小企業とのマッチングおよび定着に資する支援（中小企業の外国人材受入支援事業の拡充）
- ⑥ 事業継続に向けた取り組みが急務である中小企業の即戦力となる、中途人材採用に対する支援（民間団体などと連携したキャリア人材採用支援の展開）
- ⑦ 新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した中小企業の雇用継続に対する支援（国の雇用関連助成金に関する申請支援や、助成金申請を機とした雇用環境整備に対する支援）

※東商の取組(2020年度実績)

- 中堅・中小企業の魅力や求人情報を発信する「東商ジョブサイト」の運営：
学生 58 件、キャリア 47 件、女性の再就職希望者 19 件、シニア人材 7 件の求人情報掲載
- 東商主催「合同会社説明会」:2回開催、参加企業延べ 426 社、来場者延べ 351 名
- 会員企業と学校法人との就職情報交換会:2回開催、参加企業延べ 67 社、参加学校法人延べ 132 校、面談数 2,874 件
- 東商リレーションプログラム(大学1・2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業)
:参加企業延べ 26 社、参加大学延べ 15 校、参加学生延べ 205 名
- 都立商業高校・工業高校のインターンシップ受入れ企業:81 社、連携高校5校
- 上記取り組み等による人材確保数:252 名(新卒 189 名(うち外国人留学生 17 名)、キャリア 42 名、シニア 21 名)

5. 生産性向上に資する人材育成と働き方改革の推進に対する支援

わが国経済が未曾有の危機を乗り越えて成長軌道に向かうためには、中小企業における労働力の量的確保とともに、人材の能力・資質を高めることが不可欠であり、従業員のスキルアップや技術・技能の振興をはじめとした人材開発に係る支援策の重要性が高まっている。また、AI やロボット技術の進展により産業構造が大きく変動する中、時代や企業が求める技術や能力も変わりつつある。東京都におかれては、企業のニーズをふまえた都立職業能力開発センターの機能拡充など、産業界の多様なニーズに対応した人材育成支援に取り組まされたい。

東京都では、人材育成に取り組む中小企業を対象に「社内型・民間派遣型スキルアップ助成金」を実施しているが、中小企業のニーズが高いビジネスマナー習得に関する講座は「職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要な知識を習得するもの」として対象外となっている。「オンラインスキルアップ助成金」にはこうした制限はないことから、「中小企業人材スキルアップ支援事業」の助成対象を「職業人として共通して必要な知識を習得する」講座

を含むものと統一して、中小企業の人材育成ニーズにより一層応えていくべきである。

従業員の健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上につながる経営手法として広がりを見せている。テレワークの増加など働き方の急速な変化によって運動不足やメンタルヘルス不調者の増加が懸念される中、一層の普及と取り組みの推進が求められている。とりわけ、健康経営の取り組みの一つでもある感染症対策の強化は喫緊の課題であり、感染症BCPの策定など専門家によるサポート体制の強化など支援拡充を図られたい。

新型コロナウイルス感染拡大を契機にテレワーク導入が加速し、ウィズコロナ・アフターコロナにおける働き方で欠かせない選択肢となっている。東京都におかれては、かねてよりテレワーク普及を強力に推進し、導入に係る費用補助などにより中小企業のテレワーク導入を後押ししており、テレワークの推進に寄与している。一方で、中小企業の中には、「テレワークでは生産性が下がる」といった声や、「コミュニケーションが取りづらい」、「PC・スマートフォンなどのIT機器が不十分」といった声が上がっており、さらなる導入や定着に向けた課題は残っている。東京都におかれては、テレワークのさらなる普及・定着に向け、導入の支援はもとより、導入歴が浅いことで上手く活用できていない中小企業に対するセミナーやコンサルティングなどの支援を強化・拡充するとともに、サテライトオフィスの整備にも引き続き取り組まれない。くわえて、東京テレワーク推進センターにおいては、テレワークに関する相談、セミナー、マッチングイベントなどの事業を引き続き実施するとともに、テレワークの導入・活用に課題や不安を抱える中小企業に対する効果的な情報提供に努められたい。

テレワークや時差Biz、2020TDM推進プロジェクトといった「スムーズBiz」の取り組みは、感染拡大防止と経済社会活動との両立に資するものであり、参加企業数は5万社を超え増加し続けている。引き続き効果的な周知・啓発活動の展開により機運を高め、普及を促進し、定着を図っていくべきである。

【具体的要望内容】

- ① 中小企業で活躍する人材の能力向上に資する施策の着実な実施、都立職業能力開発センターなどの機能拡充（需要が大きい技術者の育成メニューなど、地域や受講生のニーズに合ったカリキュラム（最新のアプリ開発やビッグデータ分析に係る言語等）や現場訓練の充実、オーダーメイド講習の拡充）
- ② 中小企業人材スキルアップ支援事業の継続および支援対象講座拡充（「社内型・民間派遣型スキルアップ助成金」におけるビジネスマナー習得に関する講座等の助成対象追加）
- ③ 若者への技能・技術継承の支援強化
- ④ 工業高校・高等専門学校での高度な技能習得によるものづくり人材の育成強化
- ⑤ 健康経営を導入しようとする中小企業に対する専門家を活用した実践支援、および感染症BCPの策定などに係る支援継続
- ⑥ 従業員のワクチン接種に係る休暇を付与するなど円滑なワクチン接種の促進に向けた体制整備を行う中小企業に対する助成制度の創設
- ⑦ 業種や規模など個社の実情をふまえたうえでのテレワーク導入・定着に向けた支援の継続（テレワーク等普及推進事業の継続、サテライトオフィスの利用促進）（再掲）
- ⑧ 「スムーズBiz」のさらなる普及・定着

※東商の取組(2020年度実績)

- 研修事業:218回開催、総受講者数4,108名
- 感染症対応力向上プロジェクトを通じた企業への感染症対策支援:193社
- 健康経営や職場における健康づくりに対する専門家派遣を通じた企業支援:166社
- 東京都の雇用就業施策に関する要望(7月、提出先:東京都)

6. 円滑な事業承継の実現に向けた支援

新型コロナウイルス感染拡大と、中小企業経営者の高齢化が相まって、後継者不在を理由とした廃業が増加しており、昨年、廃業を選択した事業者は過去最高の水準となっている。廃業した企業のうち約6割が直近の業績は黒字であり、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」を円滑に次代へつなぐ必要性はさらに高まっている。当商工会議所の調査では、コロナ禍で大きな影響を受けた企業ほど、日々の事業活動が優先され事業承継が後回しになっていることから、事業承継の気づきの促進をさらに進めていく必要がある。

昨今、事業承継の重要性が高まる中で、国において事業承継税制が抜本拡充され、東京都においても事業承継税制担当の設置や事業承継支援助成金が創設されるなど、事業承継支援施策は年々充実してきている。一方で、充実した支援施策を十分に理解できていない中小企業・小規模事業者も多いため、地域金融機関や中小企業支援機関が協力し、事業承継税制の利用促進をはじめ「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」など事業承継支援施策を強力的に周知していく必要がある。

当商工会議所の調査によると、コロナ禍においても、事業承継を果たした若い経営者は、新製品・新サービス開発や、ECのような新たな販売チャネルの構築など、「事業ドメインの再構築」を図り、新たな事業展開を行っている。円滑な事業承継の実現に向けて、後継者の年齢を考慮した早期の事業承継を促進すべきである。そのため、東京都の事業承継支援施策において、現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策を促進するとともに、後継者が円滑に事業を承継するための後継者教育や経営者の右腕人材育成などを進めていくべきである。

抜本拡充された事業承継税制を利用するために必須である特例承継計画の2020年度の申請件数は、コロナの影響もあり一昨年度に比べて低迷した。申請期限まではあと2年を切っていることから、さらなる周知強化を図り、法人・個人版ともに事業承継税制の利用を強力的に推し進める必要がある。あわせて、東京都におかれては、特例承継計画の期限延長について国に対する要請をお願いしたい。なお、産業労働局内の事業承継税制担当では、特例承継計画や事業承継税制の認定窓口を運用し、制度の詳細な解説や相談者からの問い合わせに丁寧な対応を行っていただいている。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応を行われたい。

近年、後継者不足に伴い第三者承継(M&A)への注目が増してきている一方で、自社の株価すら把握しておらず、実際の検討に至らない中小企業も多い。事業承継支援助成金は、民間M&A会社へのアドバイザー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成されることになり、第三者承継の促進につながることから、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対して周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。また、昨年3月に中小企業庁が改訂・公表した「中小M&Aガイドライン」は、適切な仲介業者や手数料の水準を見極めるための指針となり得るものであることから、東京都においても周知を図られたい。

【具体的要望内容】

- ① 事業承継の早期対策に関する経営者の「気づき」を促進させるための取り組み（現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策の実現）
- ② 事業承継の早期対策促進に向けた東京都における支援拠点である地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保（質の高い専門的支援ができるコーディネータの継続、相談対応強化のための事務所整備への対応）（再掲）
- ③ 事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充
- ④ 「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底
- ⑤ 事業承継税制のさらなる認知度向上・特例承継計画策定に向けた周知強化
- ⑥ 事業承継税制の前提となる特例承継計画の期限延長に関する要請
- ⑦ 事業承継税制や特例承継計画の認定窓口における、申請企業に寄り添った相談対応の継続
- ⑧ 次世代でのさらなる成長に向けた後継者教育の充実
- ⑨ 経営者の右腕となる経営幹部の育成支援（事業承継支援助成金、経営人材育成による企業力強化支援事業の活用促進）
- ⑩ 「中小M&Aガイドライン」の周知促進

※東商の取組(2020年度実績)

- 「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」(7月、提出先:東京都知事等)
- ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援:779社2,695件
- 「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」の実施および報告書の発刊
- 事業承継診断の実施:診断企業75社(社長60歳「企業健康診断」®:精緻な事業承継診断)
- 東京都事業承継・引継ぎ支援センター(旧東京都事業引継ぎ支援センター):
新規相談企業数908社、相談延べ件数1,177件、成約件数90件
- 事業承継税制セミナー:22回開催、延べ約300名参加
- 「事業承継支援ポータルサイト」の開設

7. ウィズコロナ・アフターコロナにおける金融対策

(1) 債務過剰企業に対する支援

新型コロナウイルス特別貸付を受けた企業が増加する中、今後、債務過剰となる企業の増加が見込まれる。過去のバブル崩壊後のバランスシート不況からも明らかなおと、債務過剰企業が増加すると、新規投資の抑制による生産性低下につながる可能性がある。そのため、債務過剰企業の早期の経営改善や、事業再生などの取り組みが重要となる。

債務過剰企業の事業継続、あるいはその可否を見極めるためには、経営状況を客観的に把握するための経営改善計画を策定する必要がある。現時点では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されるなどコロナの収束が見通せない中で、外部不経済を被っている一部の業種においては、自社の経営状況や事業性だけでは経営改善計画の策定が困難な実態もあり、金融機関では個々の企業に応じた丁寧な対応が必要となる。

(2) 事業再生を図る中小企業に対する支援

わが国では、事業の失敗によって、経営者自身が自己破産することにより再起が困難な状態になるという大きな問題が存在している。新型コロナウイルスという制御不可能な外部不経済によって、多くの中小企業経営者が自己破産を強いられるようなことがあれば、経営者が再チ

チャレンジを図れないとともに、リスクを取って起業しようとするような創業者も減少することが予想され、日本経済のダイナミズムも減少してしまう。そのため、今回の新型コロナウイルスによる影響を原因として廃業を検討する場合、企業を清算したとしても、中小企業経営者自身の自己破産を回避し、再チャレンジを促進する仕組みづくりが必要不可欠である。そのような観点から、経済合理性など一定の要件を満たした場合に一定の資産を残しつつ保証債務を整理することを認める「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）の適用拡大が必要不可欠である。

業況悪化に伴う資金繰り難などにより倒産寸前の経営者が、円滑な事業撤退と再チャレンジを早期に決断できるようにするためには東京信用保証協会や地域金融機関などオール東京で、「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）や2019年に改訂された「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」の順守に取り組む必要がある。同ガイドラインに関する内容について、東京都、地域金融機関の理解促進や、東京信用保証協会における率先した真摯な対応が求められる。

東京都においては、原則として税金を投じていることから東京信用保証協会に最大限の回収を要請しているが、今後は、東京信用保証協会に対して、経営者の早期再チャレンジを可能とするために、中小企業再生支援協議会などが行う準則型私的整理にもとづく場合、積極的な私的整理を行うよう要請されたい。特に、中小企業経営者のリスタートや再チャレンジを支援する観点からも、中小企業再生支援協議会による同ガイドラインに則った積極的な保証債務の整理が望まれた場合、できる限り破産手続を回避して、同ガイドラインに基づいた保証債務の整理が迅速になされることが必要である。そして、破産手続においては、保証人に自由財産（99万円相当分）を残しつつゼロ配当で免責が問題なく認められるケースが多いことから、経営者保証ガイドラインでも、保証人に一定の資産を残しつつゼロ弁済で保証解除することも当然に認められるべきである。今後は、東京都の制度融資においてもゼロ弁済での債務整理計画を積極的に許容するよう要請すべきである。

【具体的要望内容】

- ① 東京都において、東京信用保証協会に対して、中小企業再生支援協議会による支援など準則型私的整理に基づく弁済計画について、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応の要請（ゼロ弁済での債務整理計画の積極的な活用等）
- ② 中小企業再生支援協議会による「経営者保証に関するガイドライン」に則った積極的な保証債務の整理が望まれた事業再生に対して、東京信用保証協会における「経営者保証に関するガイドライン」（保証債務の整理）や「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」に対する真摯な対応

IV. 世界に輝く都市の実現に向けた環境整備

1. ゼロエミッション東京に向けた中小企業における省エネ対策の推進

東京都は、本年1月、都内温室効果ガス排出量を2030年までに2000年比50%削減するという高い目標を掲げ、3月には実現に向けた「ゼロエミッション東京戦略2020 Update &

Report」を策定した。都内中小企業でも不要な照明の間引きなどが行われているが、P D C Aのためのエネルギー使用量の見える化（BEMS、FEMS等）など一層促進する必要がある。そのため、当商工会議所が実施した「エネルギー・環境に関する意識・実態調査」においても要望の声が大きかった、I o T導入に対する補助金などの費用面に関する支援、ならびに事例・データの発信など情報面の支援を強化されたい。あわせて、新型コロナウイルス収束後の景気回復期において、エネルギーコスト低減につながるよう、中小企業の自主的な省エネへの取り組みを一層推進されたい。

また、ゼロエミッション東京の実現に向けた取り組みは、中小企業における技術開発やイノベーションの可能性を秘めている。本年度新設された「ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業」などを通じて、中小企業などによる技術開発に対する支援を強化されたい。

【具体的要望内容】

- ① I o T活用による中小企業のエネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入する上での専門家による各種省エネ対策取り組み支援
- ② 中小企業も取り組みやすいLED照明への更新、省エネを考慮した空調・温度管理機器の導入など、より省エネ性能の高い機器導入に向けた支援の継続・拡充
- ③ 省エネ推進による経営改善の好事例の収集・公表、省エネセミナーなどの情報発信
- ④ 中小企業に対する省エネ支援体制強化（「クール・ネット東京」の活用）
- ⑤ ゼロエミッション東京の実現に資する中小企業の技術開発に対する支援（「ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業」の継続）

※東商の取組(2020年度実績)

○環境・エネルギーに関するセミナー:13回開催、651名参加

○省エネセミナー(オンライン):1回開催、221名参加、視聴回数324回(クール・ネット東京との共催)

2. 安全・安心と経済成長を促進する都市政策の推進

コロナ禍で事業所などの東京一極集中是正と地方への分散の声が高まる一方、当商工会議所が昨年8月に行ったアンケート調査によると、東京で事業をすることのメリットを感じる企業は60%、都内オフィスを現状維持または拡大すると回答した企業は88%と高水準となっている。したがって、首都東京は高度な都市機能の集積により、引き続き国際的な都市間競争に勝ち残るための機能強化を図るとともに、郊外や地方など規模の異なる複数の拠点が補完し合いながら共存共栄する、自立分散型都市構造の形成を目指すことが重要である。都心、郊外にかかわらず、オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用のさらなる高度化と都市計画の運用などが必要である。

東京の国際競争力を強化するネットワークの充実・連携については、引き続き、外環道（関越道～東名高速、東名高速～湾岸道路）や環状2号線などの道路整備にくわえ、都心と首都圏空港間のアクセス改善など鉄道交通網の強化、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港のふ頭整備の推進に取り組まされたい。

また、感染症の脅威は、この先も繰り返す可能性が高く、それをふまえた都市政策の検討と個社での備えが必要となる。当商工会議所で実施した「会員企業の防災対策に関するアンケー

ト」によると、リスクへの対応策として有効と考えられるBCP（事業継続計画）を策定している企業の割合は31.8%と低水準にとどまっている。企業の防災・減災対策は自助のみならず、「災害時に他人に迷惑をかけない」という意味での共助の観点からも重要であり、東京都におかれては、感染症のリスクもふまえた中小企業におけるBCP策定・訓練や防災人材の育成に向けた支援を強化されたい。

さらに、近年、首都直下型地震などにくわえ、大規模な風水害への懸念など、首都東京が抱える災害リスクは大きくなっている。こうしたリスクに対しては、中長期的な視点で防災・減災のまちづくりを急ぎ、レジリエントな都市を構築する必要がある。高台まちづくりや流域治水などの取り組みを通じた災害リスクに適応できる市街地の創出など、国との緊密な連携の下、東京における防災・減災対策を強化されたい。

【具体的要望内容】

- ① 都心、郊外にかかわらずオフィス・住宅の機能更新の柔軟性向上かつスピードアップにつながる土地利用のさらなる高度化と都市計画の運用（用途地域の柔軟な運用等）
- ② 陸・海・空の交通・物流ネットワーク強化（外環道および環状2号線など幹線道路の整備、都心と首都圏空港間などの鉄道交通網の強化、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港の整備促進等）
- ③ 民間活力による都市再生の推進（東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成、都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進等）
- ④ インフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）
- ⑤ 中小企業・小規模事業者のBCP策定率向上に向けた支援策の拡充（感染症発生時の対策も含むBCP策定支援講座の拡充、BCP策定企業に対するインセンティブの強化、防災のリーダー人材育成への支援）
- ⑥ 災害リスクに適応できる市街地の創出（土砂災害などハザードエリアにおける新規立地の抑制、高台まちづくりなどの推進、ハザードマップなど災害リスクの認知度向上、「流域治水」への迅速な転換等）
- ⑦ 地域防災力の向上とレジリエンスの観点を重視した都市の構築（帰宅困難者対策、木造住宅密集地域の不燃化対策、タイムラインの周知啓発など風水害への対策等）

※東商の取組(2020年度実績)

- 「首都・東京の国際競争力強化に向けた社会資本整備等に関する要望」(7月、提出先:東京都知事等)
- 三村会頭、野本副会頭・首都圏問題委員長の羽田空港視察
- 「東京都の防災・減災対策に関する要望」(10月、提出先:東京都知事等)
- 東京都帰宅困難者対策条例説明会:1回開催、98名参加 ○BCP策定支援講座:オンライン開催、338名参加
- 働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー(東京都・東商3支部との共催):3回開催、計47名参加
- 全会員への帰宅困難者対策促進チラシ配布
- 「会員企業の防災対策に関するアンケート」の実施:回答企業1,239社
- 防災訓練の実施:家族との安否確認訓練1回実施(東商会員企業等189社が参加)

3. 中小企業の事業継続と生産性向上に資する税制措置および納税環境の整備

本年発表された都内の公示価格は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞などにより、住宅地および商業地で8年ぶりに変動率がマイナス、工業地においても前年より大幅に下落している。しかしながら、コロナ禍で経営に大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業

者にとって家賃の負担は重く、引き続き、不動産オーナーが家賃の猶予・減免などに応じやすい環境を整備することが重要である。そのため、企業規模にかかわらず、テナントの家賃の支払い猶予・減免などに協力した不動産オーナーに対する土地・建物などの固定資産税の減免措置などを検討するべきである。また、企業の前向きな投資活動を促進するため、事業所税、償却資産に係る固定資産税を廃止し、法人事業税・法人住民税の超過課税を撤廃すべきである。

あわせて、「新しい日常」への対応に迫られる中小企業の業務効率化のため、都税や公金の電子納税の普及、9都県市で取り組みが始まっている東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書などの帳票様式の統一など、納税事務負担の軽減を図るべきである。

【具体的要望内容】

- ① 商業地などに係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置（負担水準の65%、税額の1.1倍）の延長および拡充（負担水準の60%までの引下げ）、小規模非住宅用地に係る2割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化
- ② 新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた中小企業・小規模事業者の家賃減額や支払い猶予に応じた事業者に対する支援措置の創設（土地・建物などの固定資産税の減免措置）
- ③ 企業活動の拡大を阻害する事業所税、償却資産に係る固定資産税の廃止、法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- ④ 東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
- ⑤ 東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一

4. ウィズコロナ時代における観光産業の事業継続に向けた迅速な支援

3度にわたる緊急事態宣言により、都内観光関連産業は過去に経験のない甚大な影響を受けている。足腰の弱い中小企業に与えた影響は極めて深刻であり、各業界のガイドラインを遵守し、感染拡大防止に努めながら懸命に事業継続に取り組んでいるものの、雇用の維持も危うい状況にある。個社の経営支援に万全を期すことはもとより、新型コロナウイルス収束期・収束後に需要を喚起するため、官民を挙げて取り組まなければならない。域内における直接的な消費喚起策のほか、商店街や地域団体による取り組みについても支援されたい。

東京2020大会では、海外からの一般観光客の受入れが見送りとなり、インバウンド需要回復にも長期間要することが予想される。将来の需要回復を図るべく、良質で安全・安心な受入環境整備はもとより、都内観光資源の磨き上げを進め、各種メディアなどを通じて、東京の魅力を発信することが重要となる。アフターコロナに向けた社会環境変化を見据え、新たな観光需要の創出に中長期的かつ戦略的に取り組むことを通じ、国内外の観光・ビジネス客による需要安定・持続的成長に向けて国際競争力の強化を図っていくことが重要である。

【具体的要望内容】

- ① 観光関連事業者の事業継続に必要な各種支援策の継続
- ② 安全・安心な受入環境整備および観光需要創出に向けた情報発信

- ③ 都立公園や都道、ウォーターフロントなどの公的空間を活用した観光拠点の整備と活用促進
- ④ 最新のデジタル技術を活用した新しい旅行体験の推進やキャッシュレス決済のさらなる普及促進など、スマート・ツーリズムに対する支援
- ⑤ 旅行者と地域社会・住民との調和・理解の促進、シビック・プライド（郷土愛）の醸成と観光人材の育成など、レスポンシブル・ツーリズムの推進
- ⑥ 今後新たに発生する感染症・災害に備えた観光危機管理体制の強化
- ⑦ 東京の文化・交流創造、M I C E促進などに向けた、都内観光関連団体（観光協会、DMO等）の連携促進

※東商の取組(2020年度実績)

- 「江戸・日本橋の歴史からたどる東京の魅力再発見」視察会:参加者 14名
- 観光オンラインセミナー:2回開催、12月 112名参加、2月 128名参加
- 東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」における地域資源情報 250件掲載
- 「新型コロナウイルスの影響長期化を踏まえた、観光および流通・サービス業の事業継続に向けた緊急要望」(5月、提出先:国土交通省等)
- 「コロナ禍における東京の観光振興策に関する緊急提言」(8月、提出先:東京都知事等)
- 「東商オリパラ・アクションプログラム」・「プラスワン運動」に基づく事業の展開

以上

2021年度第4号
2021年6月10日
第227回議員総会・第737回常議員会決議

令和3年11月29日

東京都知事
小池百合子 殿

一般社団法人東京建設業協会
会長 今井雅則

令和4年度東京都予算等に対する要望

一般社団法人東京建設業協会

I. 概要

所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館5階

TEL：03-3552-5656(代)

設立：昭和23年2月17日

(前身は明治17年「土工組合」で業界最古の団体。その後、改称、改組などを経て協会が設立され、昭和30年に社団法人に改組。平成25年、公益法人制度改革により一般社団法人へ移行)

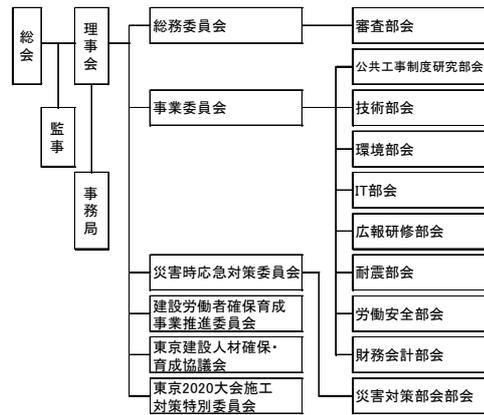
会員：都内に本店または支店を有する、土木・建築の特定建設業許可業者 276社

〈スーパーゼネコン～地場の中小建設業者〉

(令和3年10月1日現在)

II. 組織

役職	氏名	所属会社・役職	
会長	今井 雅則	戸田建設(株)	代表取締役会長
副会長	寺田 光宏	東急建設(株)	代表取締役社長
副会長	乗京 正弘	飛鳥建設(株)	代表取締役社長
副会長	松嶋 潤	鹿島建設(株)	専務執行役員 東京建築支店長
専務理事	野瀬 達昭	(一社)東京建設業協会	

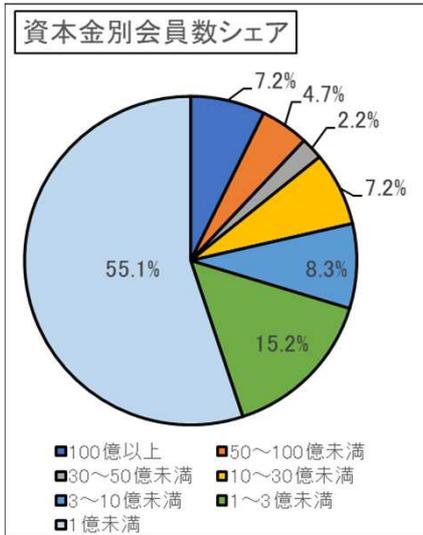


III. 会員構成・分布状況



支部	区域	区	支部	支部	区域	区	支部	支部	区域	区	支部
		会員数				会員数				会員数	
1	千代田	27	81	3	新宿	25	47	5	葛飾	4	-
	中央	26			中野	14			江戸川	3	
	港	28			杉並	8			文京	8	
2	品川	3	38	4	豊島	9	23	6	台東	6	22
	目黒	3			板橋	10			北	3	
	大田	16			練馬	4			荒川	3	
	世田谷	7			墨田	7			足立	2	
	渋谷	9			江東	16			7	三多摩	
合計										276	

IV. 会員の特色



特色① 大企業から中小企業まで幅広く加入
 会員のうち、資本金100億円以上の会員は約7%である一方で、3億円未満の会員が約70%を占める。

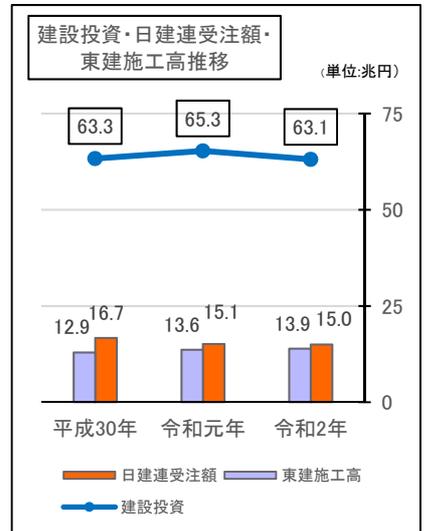
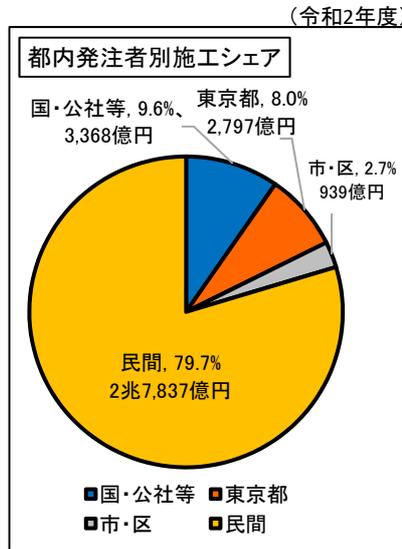
特色② 民間建築工事受注額が圧倒的に多い
 都内における会員の施工高は建築が約78%を占める。また、発注者別施工状況は、国・公社、都、市・区を合わせた公共工事は約20%に対し、民間工事は約80%を占める



協会オリジナルキャラクター
 まちこ

(令和2年度、単位:10億)

施工高	全国		都内	
建築	9,581	68.5%	2,717	77.8%
土木	3,805	27.2%	662	18.9%
その他	595	4.3%	115	3.3%
合計	13,981	100.0%	3,494	100.0%



V. 主要事業

(1) 中期運営計画

- ① 運営理念 建設に関わるすべてのステークホルダーが満足できる良好な関係の構築
- ② ミッション 会員企業の経営基盤を支え、同時に、「東京」の持続的発展に寄与
- ③ 運営方針 3つのSの最大化を実現し、社団法人としての使命を果たす
 - ・Support 会員企業の経営基盤を支える
 - ・Social value 建設業の社会価値を高める
 - ・Safety 安全安心な地域づくりに貢献し、都民の生命財産を守る

(2) 主要事業

- ① 建設業の発展・社会的役割に向けた支援
 国・東京都への予算要望・意見交換会
 災害時における応急復旧業務
- ② 将来の担い手確保・育成
 合同企業説明会「業界研究フェスタ」
 各種セミナー・研修会
- ③ 建設業の魅力発信
 東建月報など各種刊行物の発行
 協会ホームページ等による情報発信
- ④ 会員相互の親睦・情報交換
 新春講演会の開催、支部活動の支援

(3) 重点取組

- 働き方改革
- 生産性向上・DX
- グリーン(SDGs・ESG経営)
- ウィズ/ポスト・コロナへの対応
- 担い手の確保・育成・定着
- CCUSの普及促進
- 防災・減災対策の促進(首都直下地震・水害)

(4) 協会が目指す方向性

発信力の強化 ⇒ 協会・業界全体の存在価値の向上
 ⇒ 会員メリットの創出 ⇒ 会員数増加・会員のステータス向上



平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。
このたび、令和4年度の東京都予算等に対し、建設業界が現在抱える課題解決と健全な発展のため、当協会として下記のとおり要望を取りまとめました。

当協会および会員企業は、今までもこれからも、時代と共に変わりゆく様々な環境の変化に適応しながら、都民・国民のみなさまが、豊かで安全・安心な生活を営むための基盤づくりを誠心誠意行って参ります。

貴職におかれましては、要望の実現に向けて、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 公共建設投資の拡充並びに民間建設投資の需要喚起策の実施

東京は日本の首都として日本経済の中核を担うとともに、国際競争力の柱でもあり、国の活力の大きな源泉となっています。一方、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化が急速に進んでいることから、インフラの維持管理・更新を確実に実施し、生産性の高い安全・安心で強靱な都市としていくことが必要と考えます。

私たち建設業は、まちづくりやインフラの整備・維持などに大きな一翼を担っていると自負しています。

コロナ禍で国内の経済活動が低迷している中、早期に景気回復をけん引し、国際競争力を保持していくためには、地域経済への波及効果の高い公共建設投資の拡充と、官民が連携して都市の整備・再生を推進していくことが重要であると考えます。

ついでには、三環状道路の整備、地下鉄8号線の延伸事業化や生活に密接に関わる道路・橋梁をはじめとする老朽化したインフラの維持・更新について、早急に取り掛かれるよう、今年度を上回る投資的経費を確保していただきたい。

また、用途地域の変更や市街地再開発事業等への補助金の交付枠の拡充など、民間建設投資の需要を喚起する誘導・拡張策を強力に推進していただきたい。

2. 防災・減災、国土強靱化に向けた対策の迅速な実施

近年、気候変動の影響により集中豪雨などの気象災害が激甚化・頻発化し、従来からの河川整備等に加え、ハザードエリアからの移転誘導も必要となってきました。また、近い将来、南海トラフ地震、首都直下地震などの大規模地震の発生が危惧されています。

私たち建設業は、社会インフラの整備や維持更新、災害時の応急復旧などに鋭意取り組み、都民の安全・安心を支えていく社会的使命を着実に果たしていく所存です。

都民の生命と財産、および地域経済を守り、誰もが安心して住み続けられる「東京」を実現するため、国土強靱化計画に位置付けられた強靱化への取り組みに対して、具体的に財政措置を講じていただきたい。

については、災害時に備え、総合的な治水対策と高台まちづくりを促進するため、陸・海・空の主要な交通施設、高規格堤防や広域調節池、河川・海岸施設などの重要インフラの機能が維持できるよう、整備・更新等を迅速に実施していただきたい。

加えて、木造住宅密集地域の不燃化、上下水道の耐震化や無電柱化、多摩地区(山間部)の法面保護対策、都市部中小河川堤防の補強・嵩上げについて、さらにスピードを上げて実施していただきたい。

3. 建設業の働き方改革の推進

建設産業は、インフラ整備や災害時の応急復旧など地域社会の安全・安心を支えるエッセンシャル産業であるが、他産業に比べ高齢化が進行しております。将来に向けた人材の確保・育成が喫緊の課題となっており、それを克服するためにも、安心して働ける環境の整備に向けた官民を挙げての取り組みが必要と考えます。

東京都では、週休2日工事や発注時期の平準化を推進、工事関係書類の削減・簡素化などの取り組みを進めていただいているところですが、建設業が人材・機材を効率的に活用し、長時間労働の是正など働き方改革が推進できるよう、これまで以上に施工時期の平準化を図っていただくとともに、適正な工期設定の徹底、契約・工事関係書類の更なる簡素化、検査の効率化を推し進めていただきたい。

4. 建設キャリアアップシステムへの対応

建設キャリアアップシステム(CCUS)は技能労働者の処遇改善と現場の生産性向上を目的としたシステムである。将来にわたって地域を守る担い手を確保する視点からも、普及・定着が極めて重要であり、東京こそが建設産業の魅力アップに向け、リーダーシップを発揮すべきと考えます。

しかしながら、負担に見合ったメリットを感じられないなどの理由から事業者登録が伸び悩んでおり、当協会の会員企業においても登録率は約46%、とりわけ中小会員企業の登録率は約30%にとどまっています。

国や一部の地方公共団体では現場運用に必要な経費の一部を発注者が負担しており、また、CCUS登録済みの建設業者に対し総合評価方式や工事成績評定で加点措置を講じています。

東京都においても、CCUSの登録促進を支援するため、入札契約制度等でのインセンティブの付与をお願いするとともに現場運営に係る経費の負担など必要な措置を講じられるよう予算を確保していただきたい。

5. 建設業におけるDX化への支援

建設現場におけるDXの推進は、生産性・安全性向上や施工管理の効率化にあって、また「3密」を避けるために重要です。

東京都では、リモート会議の拡大や、ウェアラブルカメラ等を使用した確認・立会（遠隔臨場）の試行などを実施されていますが、都内の建設現場のDX推進のため、必要な機器類等の導入費用に係る発注者負担分を拡充し、受注者の軽減を図り全庁で実施していただきたい。

また、建設企業ではBIM/CIMの導入、タブレット等を活用した施工管理などの取組みが進みつつあるが、新たなICTツールの導入に係るコスト負担等がネックとなり中小企業への普及が遅れていることから、導入費用や対応できる人材の育成を支援していただきたい。

6. 建設業におけるカーボンニュートラル（CN）・資源循環の取組みへの支援

東京都では、「ゼロエミッション東京戦略」を策定し2050年までにCO2排出ゼロを目指し各種取組を実施しています。建設業界においても持続可能な都市の実現に貢献すべく取り組んでいくことから、エネルギー消費量を削減し、脱炭素社会へと誘導するネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及に向けた導入支援の拡大及び既存ビルの省エネ改修への支援をお願いしたい。

また、地球温暖化対策税等の「炭素税」について、化石燃料を使わない技術革新の進展に応じた税負担となるよう、国へ働き掛けていただきたい。

さらに、グリーン電力の購入などを進めているが、私たち建設事業者が、都有地・都有林などで植栽や間伐などの森づくりを行うなど、地球温暖化防止の進展へ貢献し、一層取組めるような仕組みづくりを構築していただきたい。

以上